

第1節 暮らしやすい生活圏の形成

1 機能的・効率的な生活圏の形成

- ① 都市計画マスタープランの見直し
- ② 立地適正化計画の策定と推進
- ③ 調和のとれた土地利用の推進



基本方針

社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画を策定し、持続可能なまちづくりを推進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
市街地(用途地域)居住率	52.9%	53.8%	54.7%
地籍調査の推進	24計画区	27計画区	30計画区

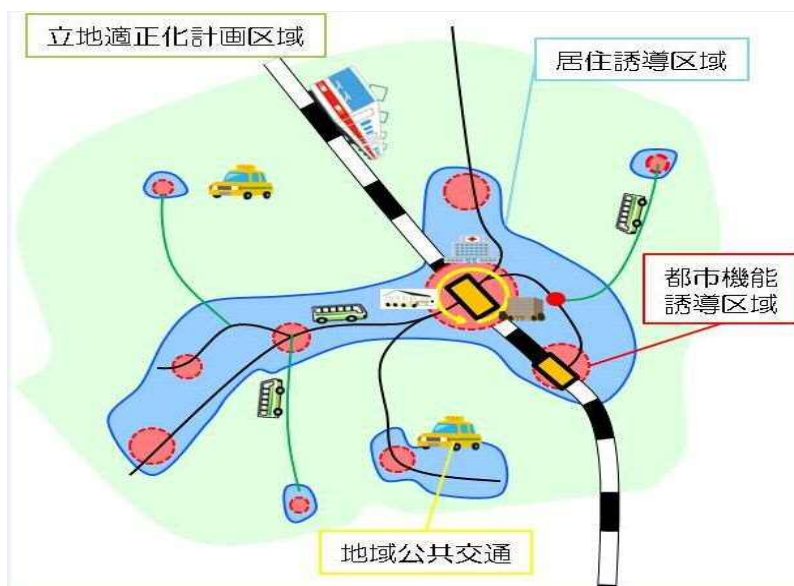
*市街地居住率・・・市街地(用途地域)人口が占める割合＝市街地人口推計期待値/市人口ビジョン期待値

現状と課題

- 都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用と道路交通体系の整備を進めてきましたが、社会経済情勢の変化に対応する都市計画の見直しが必要です。
- 人口減少社会において、安全で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市経営を可能にするため、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりが求められています。
- 効率的な土地利用のためには、地籍調査は有効ですが、個人の利害も伴うことから、地域の理解を得る環境づくりが必要です。

トピック

コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための 「立地適正化計画」イメージ



立地適正化計画では、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めます。

「居住誘導区域」とは、人口が減少しても一定エリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導する区域です。

「都市機能誘導区域」とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点・生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

また、これらの区域を地域公共交通によるネットワークで結びます。

立地適正化計画は、都市計画区域において定めますが、市全域~~での~~から見た都市のあり方の検討が必要です。

具体的な施策(施策の方向)

① 都市計画マスタープランの見直し

- 少子高齢化、防災、環境等の社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、都市計画区域内のまちづくりの基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の見直しを行い、これに基づいたまちづくりを推進します。

② 立地適正化計画の策定と推進

- 立地適正化計画の策定により、適正な都市施設の誘導と、都市施設を中心とした居住誘導区域を定め、持続可能な都市経営を推進します。
また、計画の策定にあたっては、中山間部における居住拠点づくりの取組や、これらの拠点と都市施設とを効率的に結ぶ地域公共交通網形成計画、公共施設の集約化・複合化により将来にわたって公共サービスの提供を可能にする公共施設等総合管理指針など関連する施策と連携し、取組を推進します。

③ 調和のとれた土地利用の推進

- 用途地域指定による適正な規制と、居住・都市機能の誘導により、えちごトキめき鉄道の新駅周辺をはじめとする土地利用の高度化と利便性の向上を図ります。
- 市街地や中山間地域の農地・林地等、それぞれの特性を生かした、メリハリのある土地利用を推進します。
- 土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにするため、理解と協力が得られるなどの条件が整った地域から、地籍調査を実施します。

協働のとrikumi(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民や事業者は、都市機能を最大限に活用したまちづくり活動に取り組みます。
行政は、新たな補助制度や税制優遇措置等で、居住・都市機能区域への誘導を促進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度
糸魚川市地籍調査	平成27年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	都市計画策定事業	都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定と推進
2	えちごトキめき鉄道新駅設置事業	新駅整備
3	国土調査事業(地籍調査)	藤崎地区における調査の実施

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第2節 地域公共交通の確保

1 地域公共交通網の整備・利活用

- ① 地域公共交通網形成計画の策定
- ② 鉄道の利便性の向上と利用促進
- ③ バス等の利便性・効率性の向上と利用促進



基本方針

まちづくりと連携した地域公共交通網形成計画の策定と、その実現に向けた公共交通の再編・改善により、持続可能な地域公共交通網の形成を推進します。

また、市民生活を支える地域公共交通として、さらには北陸新幹線糸魚川駅を玄関口とした観光客等来訪者の移動を支える二次交通として、鉄道・バス等の利便性・効率性の向上と利用促進に努め、地域公共交通の確保を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
鉄道利用率	13.8回	13.8回	13.8回
路線バス利用率	10.2回	10.2回	10.2回

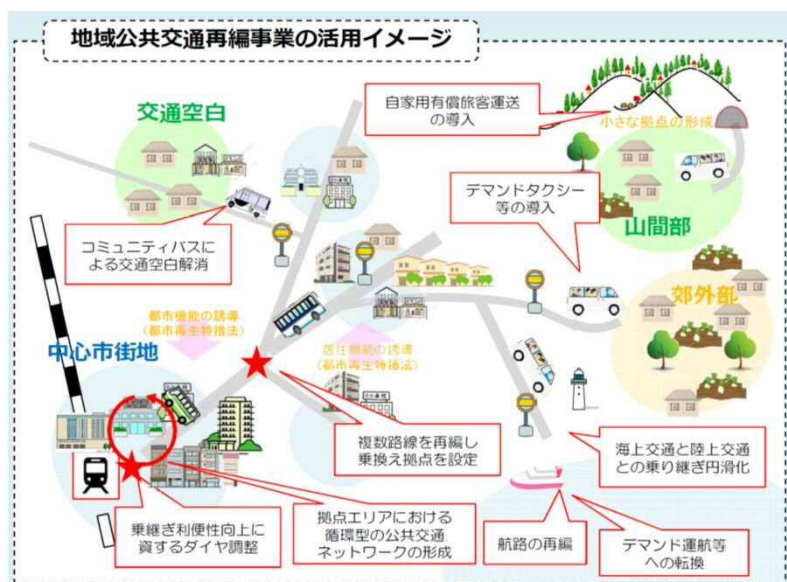
*鉄道利用率・・・年間乗車人員を年度末総人口で除したもの

*路線バス利用率・・・年間（前年10月1日～当年9月30日）輸送人員を年度末総人口で除したもの

現状と課題

- モータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化により利用者が年々減少しています。
- 市町合併以前の各種交通施策を全般的に企画調整する取組が進んでいません。
- 市の財政が今後さらに厳しくなる中で、持続可能な地域公共交通を確保するため、利便性だけでなく効率性も重視し、地域公共交通や交通施策を全体的に見直す必要があります。

トピック



都市機能を有する中心拠点と居住機能を有する郊外部、さらには山間部の拠点地域を効率的な交通手段によるネットワークで結びます。

具体的な施策(施策の方向)

① 地域公共交通網形成計画の策定

- 地域公共交通ネットワークを**抜本全体的**に見直し、**その再編・改善により**持続可能な地域公共交通を確保するため、都市計画と連携した面的な地域公共交通網形成計画を策定します。

② 鉄道の利便性の向上と利用促進

- JR、えちごトキめき鉄道、県、近隣市町村、関係団体等と連携し、生活交通の確保と沿線地域の発展を図るため、えちごトキめき鉄道とJR大系線の観光的活用も含めた利便性の向上と利用促進を図ります。
- えちごトキめき鉄道沿線住民の利便性向上と利用促進を図るため、**押上地区及び今村新田地区への新駅整備に取り組みます。**
- 長岡、新潟方面への利便性の向上を図ります。

③ バス等の利便性・効率性の向上と利用促進

- **市民等**・事業者・市が役割を分担し、主体的に連携・協働しつつ、便利で効率のよい地域公共交通の再構築や利用促進を図ります。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、施策目標の実現に向けて、地域公共交通の利用促進に主体的に取り組むとともに、行政の交通に関する施策に協力するよう努めます。

事業者等は、業務の適切な実施と行政の交通に関する施策に協力するとともに、行政と連携した正確かつ適切な情報提供に努めます。

行政は、社会経済情勢の変化に対応した交通施策を策定・実施し、公共交通機関の利用について市民の理解を深め、協力を得るよう努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	えちごトキめき鉄道支援事業	安定経営支援補助ほか
2	えちごトキめき鉄道新駅設置事業	新駅整備
3	生活交通確保対策事業	運行費補助、車両購入補助
4	コミュニティバス等運行事業	運行費補助
5	地域公共交通網形成計画策定・推進事業	計画策定、事業推進

※1 自家用有償旅客運送：過疎地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によって提供されない場合に、その代替手段として、市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で輸送する制度。

※2 コミュニティバス：交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、自ら若しくは委託により有償で輸送する制度。

※3 デマンドタクシー：交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、自ら若しくは委託により有償で輸送する制度のうち、予約に応じて運行する乗合タクシー。

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第3節 交通ネットワークの整備

1 広域幹線道路網等の整備

- ① 国県道の整備
- ② 地域高規格道路の整備



基本方針

市民生活と経済活動の大動脈である広域幹線道路網等の整備を促進します。

施策指標

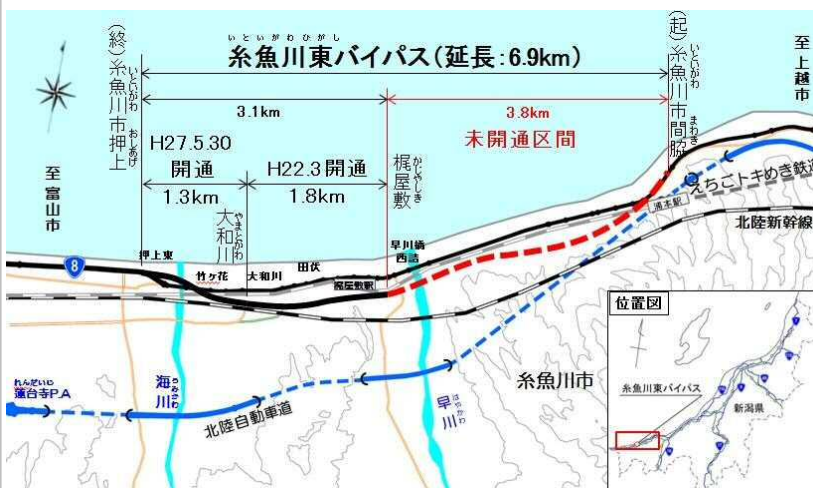
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
糸魚川東バイパス（間脇～梶屋敷間）の整備	調査	実施設計	工事進捗
地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備	調査	実施設計	工事着手

現状と課題

- 国道8号糸魚川東バイパスは、間脇から押上間の通勤通学時の渋滞や沿線住環境の改善のために整備が進められてきましたが、押上～梶屋敷間3.1kmが開通し、残る間脇から梶屋敷間3.8kmの早期工事着手が求められています。
- 国道8号の橋梁は塩害が著しく、架替工事による安全対策が必要です。（歌高架橋、弁天大橋、青海川橋、境川橋）
- 国道148号は、新潟県と長野県を結び広域的なネットワークを構築する幹線道路ですが、地形的な条件により現道の抜本的な改良が困難な状況です。この解決策として、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備が強く求められており、事業化に向けた取組を精力的に進める必要があります。
- 主要県道については、それぞれ国道と接続し市内主要地域を結ぶ重要な幹線道路ですが、未改良区間も多くあり、早期に改良整備を進める必要があります。

トピック1

国道8号糸魚川東バイパス



<事業概要>

- ・事業名
国道8号糸魚川東バイパス
- ・起終点
(起)糸魚川市間脇
(終)糸魚川市押上
- ・事業延長 L=6.9km
供用区間 L=3.1km
未供用区間 L=3.8km

<整備経過>

- ・H元年度 事業化
- ・H10年度 工事着手
- ・H21年度 梶屋敷～大和川供用
- ・H27年度 大和川～押上供用

具体的な施策(施策の方向)

① 国県道の整備

- 国道8号糸魚川東バイパスは間脇～梶屋敷間の早期工事着手に向けた取組を促進するとともに、塩害が著しい国道8号の橋梁については、計画的な架替工事を促進します。
- 県道については、交流の促進と経済の活性化を図るため、各地区間及び国道との連絡強化を図り、道路改良及び交通安全施設等の整備を促進します。

② 地域高規格道路の整備

- 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備については、早期の調査完了とルート案の決定、事業化に向けた取組を促進します。

トピック2

ストック効果



道路が整備され供用されることで、人流・物流の効率化、民間投資の誘発や観光交流、人口・雇用の増加などにより、長期にわたり経済を成長させるストック効果が期待できます。また、北陸新幹線や姫川港など、糸魚川市には相乗効果が期待できるインフラ資産があります。



協働のとらきみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民や利用者は、行政が行う建設促進活動に積極的に参加し、市民全体の建設促進の機運醸成に努めます。

行政は、地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関への要望活動を行い、**積極的に情報発信と建設促進に向けた周知啓発に取り組みます。**

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	一般国道8号整備事業	糸魚川東バイパスの整備及び橋梁架替の促進
2	一般国道148号整備事業	安全施設等の整備促進
3	地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進	調査促進と事業化へ向けた意識醸成
4	県道整備事業	主要地方道能生インター線ほか

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第3節 交通ネットワークの整備



2 市道等の整備と維持管理

- ① 主要幹線道路、都市計画道路の整備
- ② 生活道路の整備
- ③ 道路・橋りょうの適正な維持管理

基本方針

都市計画道路の整備促進及び市道の計画的な整備・維持管理を行い、市民生活や地域経済活動等に必要な道路網の拡充を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
都市計画道路未着手延長に対する事業化率	0.0%	15.4%	46.2%
市道の改良率	51.0%	52.5%	53.0%

現状と課題

- 中央大通り線や糸魚川駅南線が完成し、北陸新幹線糸魚川駅を中心とした交通ネットワークが大きく向上しました。都市計画道路については、計画から未着手となっていた路線の見直しを行っており、今後、計画を継続する路線の整備促進が必要です。
- 市民生活に密着した市道は、未整備区間があり、便利で安全な道路網の整備が求められています。
- 市道橋については、50年以上経過した橋りょうは5%ですが、20年後には64%となり、老朽化が進行しています。
- 市道についても道路施設の老朽化が進行し、適正管理と計画的な補修が必要です。

トピック

市道の整備状況

区分	市道			
	1級	2級	その他	計
	km	km	km	km
道路延長(橋梁を含む)	97.67	53.48	689.00	840.15
改良済延長	85.30	43.02	300.17	428.49
舗装済延長	90.69	50.37	458.92	599.98
自動車通行不能延長	0.83	0.66	192.45	193.94
	%	%	%	%
改良率	87.3	80.4	43.6	51.0
舗装率	92.9	94.2	66.6	71.4
通行不能延長率	0.8	1.2	27.9	23.1

○1級市道
 主要な集落間や国県道等の主要公共施設を結ぶ幹線市道

○2級市道
 集落間や国県道等の主要公共施設を結ぶ市道

○その他市道
 1級及び2級市道に該当しない集落内の市道

市道全体の整備率は51.0%と低くなっていますが、特に集落内の「その他市道」の整備率が低くなっています。

具体的な施策(施策の方向)

① 主要幹線道路、都市計画道路の整備

- 事業着手した路線の早期完成と未着手路線の早期着手を推進します。

② 生活道路の整備

- 市民生活に密着した便利で安全な道路整備のため、交通安全施設の整備や道路の防災対策およびバリアフリーを考慮しながら計画的な市道整備を推進します。

③ 道路・橋りょうの適正な維持管理

- 修繕費の平準化やコストの縮減を図るため「事後保全型」の管理から「予防保全型」の管理に移行した「長寿命化修繕計画」に基づき橋りょうの補修や架け替えを実施します。また、道路施設も含め市道の計画的な維持修繕を行います。

協働のとりのくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地域住民は、沿線の草刈や側溝掃除等を実施し、積極的な道路環境整備や維持管理に取り組みます。

行政は、地元の意向や利用者の声に基づき、安全で利用しやすく美観にも配慮した、地域から愛着のある道路整備を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
橋りょう長寿命化修繕計画	平成28年度～平成37年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	都市計画道路整備事業	港南線ほか
2	道路新設改良事業	仙納筒石線ほか
3	橋りょう修繕事業	苦竹原橋ほか

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第3節 交通ネットワークの整備



3 港湾の整備

- ① 港湾施設の整備
- ② 港湾機能の拡充

基本方針

地域の物流拠点として、姫川港の施設整備や機能拡充を促進します。

施策指標

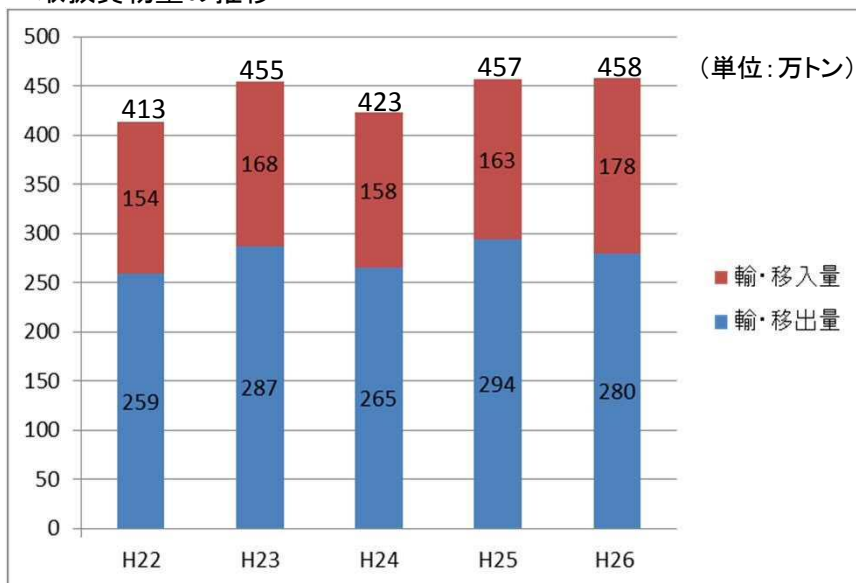
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
取扱貨物量	425万トン	500万トン	680万トン

現状と課題

- 姫川港は、昭和48年の開港以来、重点投資流通港湾、リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）の指定を受け、物流の拠点として地域産業の発展に大きく貢献しています。
- 増大する取扱貨物量に対応するため、平成20年3月に姫川港港湾計画が改訂され、新たに-11m岸壁の整備が計画されたほか、平成27年2月の新潟県地方港湾審議会において、危険物を一般貨物と分離するとともに、港の利用を円滑にするため、東ふ頭地区に小型船だまりを整備する計画が承認されました。
- 今後とも、より一層の利用拡大を図るため、港湾施設の整備や荷役作業の効率化や安全を確保するため、港内静穏度対策の早期完成が望まれています。

トピック

取扱貨物量の推移



姫川港の年間の取扱貨物量は、近年、400万トンを超えているものの横ばいの状況です。

主な取扱品目は、輸出・移出ではセメントであり、輸入・移入では、セメント製造等に伴う原料となっています。

また、内航フェリーを除く公共岸壁の貨物取扱量（平成25年）は、地方港湾（808港）の中で日本一を誇っています。

具体的な施策(施策の方向)

① 港湾施設の整備

- 物流拡大による地域の産業振興とともに、資源循環型社会の構築に貢献するため、港湾計画に基づき、船舶の大型化など、物流の効率化に対応できる港湾施設の整備を促進します。

② 港湾機能の拡充

- 循環資源を効率的に取り扱うため、リサイクルポートとしての機能の拡充を図るとともに、船舶輸送や荷役作業の効率化と安全の確保に向け、港内の静穏度確保のための整備を促進します。
- 港湾施設の有効活用を図るため、港湾利用者と連携のうえ、ふ頭用地の利用計画を作成し、港の利用拡大を図ります。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政は、港湾利用者等と連携し、姫川港の整備促進と利用拡大に向けて取り組みます。
港湾利用者は、姫川港の整備促進と利用拡大に向け関係機関との連携に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
姫川港港湾計画	平成20年3月～平成30年代前半

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	港湾整備事業	港湾整備、小型船だまり整備

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第4節 快適な住環境の整備

1 生活環境の整備

- ① 良好な宅地形成の推進
- ② 公営住宅の改修・整備
- ③ 公園の整備と適切な維持管理



基本方針

低・未利用地を有効に活用して、宅地整備を推進します。
公営住宅の計画的な修繕改修を進め、適正な保安全管理を行います。
公園の計画的な改修や更新を進め、適正に管理します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
—土地区画整理事業の施行箇所	20か所	21か所	23か所
糸魚川市公営住宅長寿命化計画に基づく改修事業の進捗率	54%	73%	100%
都市計画区域内の人口1人当たりの公園面積	2.3㎡	2.4㎡	2.5㎡

現状と課題

- 市街地において、未だに低・未利用地が散見される中で、人口減少社会における新たな空地や空き家も発生しています。市街地における人口密度を維持するためにも、民間事業者による宅地開発や土地区画整理事業などを誘導し、快適な住環境を整備する必要があります。
- 公営住宅は施設の老朽化により維持管理コストが増加傾向にあり、トータルコストを削減し、管理コストの適正化を図る必要があります。また、耐用年数を経過し老朽化した住宅への対応及び入居者の生活環境の整備を図る必要があります。
- 公園には潤い・レクリエーションの場、延焼防止・災害時避難場所など様々な役割がありますが、市街地では用地の確保が困難であり、土地区画整理事業などを誘導し、良好な住宅地と公園を一体的に整備する必要があります。

トピック

公営住宅管理戸数

種別	団地名	戸数	団地名	戸数
市営	美山住宅	60 (55)	寺地住宅	60 (55)
	西浜住宅	76 (51)	須沢公園住宅	48 (42)
	横町住宅	8 (5)	須沢住宅	6 (6)
	梶屋敷住宅	24 (24)	外波住宅	8 (2)
	田伏住宅	62 (58)	玉ノ木住宅	4 (1)
	能生住宅	7 (7)	上路住宅	3 (1)
	奴奈川住宅	16 (11)	市営住宅 計	382 (318)

種別	団地名	戸数
県営	田伏住宅	36 (33)
	新西浜住宅	32 (27)
	寺地住宅	60 (52)
県営住宅 計		128 (112)
市営・県営 合計		510 (430)

※戸数欄の()書きは入居戸数
※平成28年6月30日現在

具体的な施策(施策の方向)

① 良好な宅地形成の推進

- 民間事業者による適正な宅地開発や土地区画整理事業を誘導するとともに、適正な技術指導を行います。

② 公営住宅の改修・整備

- 施設の維持管理コスト削減のため、糸魚川市公営住宅長寿命化計画に基づく予防保全的な施設の修繕・改修を行います。
- 耐用年数を経過し老朽化した住宅の除却及び跡地の利活用を含めた施設管理の検討を進めるとともに、入居者の生活環境改善に努めます。

③ 公園の整備と適切な維持管理

- 潤いのある都市空間をつくるため、利用者の理解と協力のもとで、地域のニーズに応じた公園整備を進めます。
- 子どもたちが安心して遊べる場、高齢者が休める場として、歩いて行ける身近な公園の整備を、空き地、空き施設の利活用も検討しながら進めます。
- 公園施設の老朽化による事故を防ぐため、糸魚川市公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と計画的な施設更新を進めます。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、施設を積極的に利用するとともに、清掃活動等施設維持のための活動を行います。
行政は、新たな補助制度等により事業者の開発意欲を刺激し、開発の誘導を図ります。
行政は、公営住宅に対する入居者や市民のニーズを見極め、地域、民間事業者等と連携した施設管理を行います。
行政は、地域の意見を取り入れ、愛着のある公園づくりを行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
糸魚川市公営住宅長寿命化計画	平成26年度～平成35年度
糸魚川市公園施設長寿命化計画	平成25年度～毎年更新

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	土地区画整理事業	土地区画整理事業の推進
2	公営住宅改修事業	住宅設備改修
3	都市公園等遊具更新事業	遊具更新

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第4節 快適な住環境の整備

2 都市ガスの整備

- ① 安全で安定したガスの供給
- ② サービスの充実と効率的な運営管理



基本方針

安全で安定したガス供給のため、老朽化した施設の計画的な更新を行うとともに、地震などの災害への対応力強化を図ります。

経営の効率化に取り組み、収益の安定化と多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

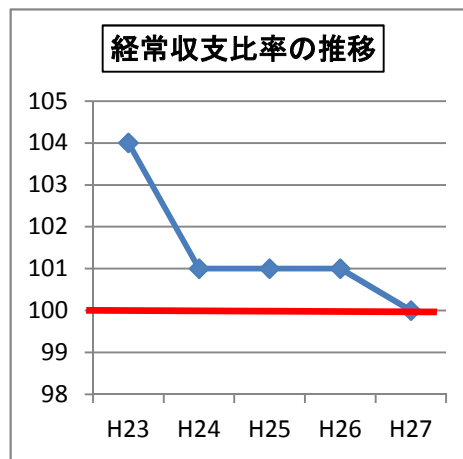
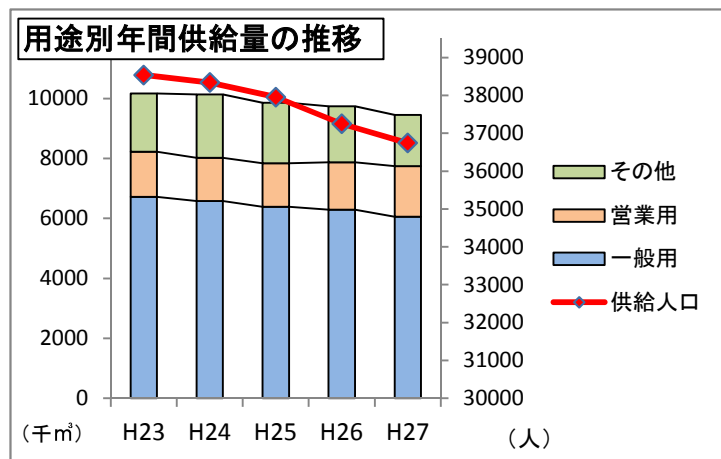
施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
ガス管の耐震化率	94%	96%	100%
経常収支比率(※1)	100	100以上	100以上

現状と課題

- 腐食劣化や地震対策の必要なガス管が残存しているため、計画的に耐震性を有するガス管へ更新し、災害時におけるガス供給施設の被害や市民生活への影響を最小限に抑える対応力を強化する必要があります。
- 安定したガス事業経営を継続するためには、効率的な運営に取り組み、経営基盤を強化する必要があります。
- 人口減少に加えエネルギーの多様化により供給人口及び販売量の減少が進んでいます。家庭におけるエネルギー消費の多くは、給湯と冷暖房であり、給湯利用者の一部は住宅のオール電化でガスから電気へ移行している状況です。ガス需要の拡大のため、多様なニーズに対応した取組が必要となっています。

トピック



一般用を中心に、販売量の減少から供給量が減少しており、それにより経常収支比率が減少しています。

※1 経常収支比率： 経常的な収支の生産性を示し、高いほど経常利益率が高く、100未満は損失発生を表す。

具体的な施策(施策の方向)

① 安全で安定したガスの供給

- 地震被害を最小限度に抑えるため、ガス供給施設の耐震化、ガス導管網のブロック化、需要家の宅内配管の耐震化の取組を推進します。
- 安全で安定したガス供給を図るため、老朽化したガス供給施設を計画的に更新します。
- 需要家がガス機器を適切に使用するよう、啓発活動を行います。

② サービスの充実と効率的な運営管理

- お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金やコストなど経営に関する情報の公開を推進します。
- 収益の安定化を図るため、大口需要家の確保やガス冷暖房、燃料電池の普及に取り組み、ガス需要の拡大に努めます。
- 経営戦略を策定し、経営の効率化を図り健全な経営を運営するとともに、知識と経験を有する人材の育成や技術の継承を図るなど、経営基盤強化の取組を推進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市とガス指定工事事業者等の関係事業者は、連携してガス需要拡大に向けた取組とガス機器の安全な使用についての啓発活動を実施します。

需要家は、自ら管理するガス設備機器を適切に管理し、ガスを安全に使用します。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	供給所整備事業	付臭設備更新
2	経年管更新事業	老朽管の更新
3	ガバナー設備整備事業	ガバナー施設耐震化
4	導管整備事業	宅地造成等による導管整備

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第4節 快適な住環境の整備

3 上水道の整備

- ① 安全で安定した給水
- ② サービスの充実と効率的な運営管理



基本方針

安全な水を、いつでも、だれでも、必要な量を適正な対価をもって、受け取ることができる環境整備を進めます。
経営の効率化に取り組み、安定して持続的な健全経営を行います。

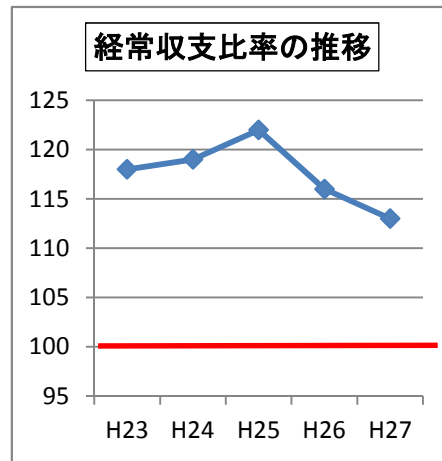
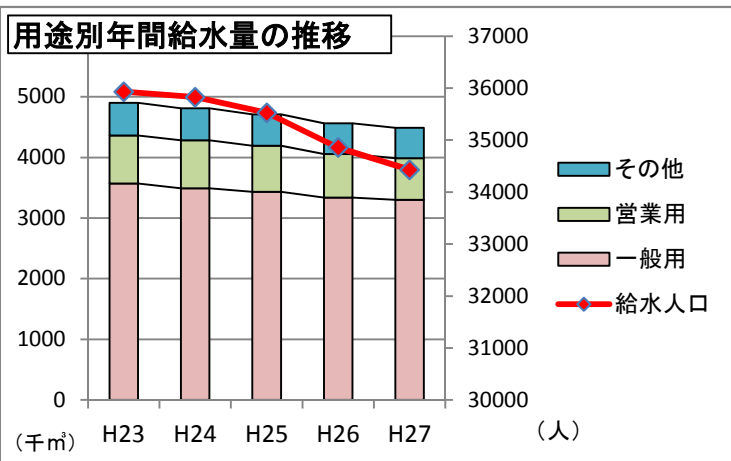
施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
水道管の耐震化率	33%	40%	45%
経常収支比率(※1)	113	100以上	100以上

現状と課題

- 水道施設は計画給水人口にもとづき施設の配水能力を決めていますが、給水量が給水人口の減少などにより減少し、配水能力との間に大きな乖離が生じてきています。また、高齢化や節水意識の高まりなどから1人当たりの給水量が減少してきており、今後もこの傾向が続くことが予想されますので、施設・設備の更新にあたっては、需要予測による施設の規模や設備の能力等の見直しが必要となっています。
- 給水量の減少により料金収入が減少傾向にあることから、今後も安定した水道事業経営を継続するため、効率的な運営に取り組み経営基盤を強化する必要があります。

トピック



一般用を中心に給水量が減少しており、それにより経常収支比率が減少しています。

※1 経常収支比率： 経常的な収支の生産性を示し、高いほど経常利益率が高く、100未満は損失発生を表す。

具体的な施策(施策の方向)

① 安全で安定した給水

- 地震被害を最小限度に抑えるため、水道施設の耐震化と配水ブロック化を推進します。
- 組合営による水道経営と水質管理を強化するため、簡易水道や小規模水道の集約化と公営化を促進するとともに、人口減少が著しい地区の水道運営や施設管理の支援を検討します。
- 安全で安定した水の供給のため、施設の老朽度や利用価値、耐用年数等を考慮し、将来の水需要を見据え、施設の定期的な修繕と計画的な更新を推進します。

② サービスの充実と効率的な運営管理

- お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金やコストなど経営に関する情報の公開を推進します。
- 経営戦略を策定し、経営の効率化を図り健全な経営を運営するとともに、知識と経験を有する人材の育成や技術の継承を図るなど、経営基盤強化の取組を推進します。
- 水道経営の効率化を図るため、給水区域の統合を推進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市と地区管理の水道組合等は、関係機関と連携して安全な水の供給を推進します。
需要家は、自ら管理する給水設備を適切に管理し、水道を安全に使用します。

関連個別計画

計画名	計画期間
水道ビジョン	平成21年度～平成40年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	水源施設整備事業	経年施設更新・耐震化整備
2	計装監視設備整備事業	計装監視設備更新
3	配水管整備事業	宅地造成等による配水管整備
4	経年管整備事業	経年管布設替え整備
5	水道施設公営化整備事業	組合営簡易水道等公営化整備

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第4節 快適な住環境の整備

4 下水道の整備

- ① 公共水域の水質保全と住環境の整備
- ② 下水道施設の適正な管理と更新
- ③ 事業の効率的な運営管理



基本方針

新たな宅地開発等に併せた下水道整備を進めるとともに、下水道区域以外については、市設置型浄化槽の普及・整備を促進します。併せて、施設・設備の適切な保全、効率的な管理と計画的な改築更新を進め、安定した事業運営を行います。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
下水道普及率	95.2%	95.5%	96.0%
水洗化率	95.9%	97.0%	97.5%

現状と課題

- 水洗化人口は、平成25年まで、下水道整備の進捗と接続の促進、浄化槽の普及・整備により増加傾向にありましたが、予定していた区域の下水道整備がおおむね完了したこと及び人口減少により、平成26年度には減少に転じ、その後は減少傾向が続く見込みです。併せて、高齢化の進行と節水意識の高まりなどから有収水量が減少し、事業運営の厳しさが増していくことが予想されます。
- 下水道の供用開始から30年近くになろうとしており、処理場を始め施設・設備の改築・更新の時期を迎えています。また、各処理場の改築・更新時期が重なるため、その時期に多くの事業の実施と多大な費用が必要となります。
- 下水道や浄化槽は、生活排水等の汚水の排除と処理による公共水域の水質保全、水の再生・循環による豊かな暮らしのため、災害に強く持続的で安定した事業の実施が必要です。
- 施設・設備について、適正な保全と計画的な改築・更新による強靱化と長寿命化を図り、効率的な運転管理と経費節減、使用料の見直しを行い、安定的な事業運営を行う必要があります。
- 事業運営や資産等の状況を的確に把握することができるようにするため、会計を複式簿記の企業会計へ移行するよう、国から要請されています。
- 農地の宅地化などの進展に伴い、土地利用状況の変化に対応した雨水対策を行っていく必要があります。

トピック

汚水処理人口普及率(公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業)の推移

区分	H23	H24	H25	H26	H27
① 行政人口(人)	47,211	46,793	46,144	45,493	44,769
② 処理区域人口(人)	43,935	43,897	43,683	43,232	42,599
③ 水洗化人口(人)	40,904	41,251	41,336	41,313	40,869
④ 普及率 ②/①(%)	93.1	93.8	94.7	95.0	95.2
⑤ 水洗化率 ③/②(%)	93.1	94.0	94.6	95.6	95.9

普及率、水洗化率は年々上昇し、今後も上昇する見込みですが、水洗化人口は、平成25年をピークに減少に転じ、その後は減少傾向が続く見込みです。

市設置浄化槽の推移

区分	H23	H24	H25	H26	H27
新規設置	22	30	42	28	23
寄附採納	9	6	26	28	23
計	31	36	68	56	46
累計	576	612	680	736	782

新規設置に加え、個人設置浄化槽の寄附採納が増加し、市設置型浄化槽の普及が進んでいます。

具体的な施策(施策の方向)

① 公共水域の水質保全と住環境の整備

- 未整備地区の污水管整備により、公共水域の水質保全を推進します。
- 下水道区域以外で合併処理浄化槽の普及拡大を進めます。
- 下水道整備の実効性を高めるため、水洗化（接続）率の向上を図ります。
- 市街地の雨水幹線整備を検討します。

② 下水道施設の適正な管理と更新

- 地震などの災害に強い施設を構築するため、施設の耐震化を進めます。
- 施設の機能停止や事故の未然防止を図るため、適正な維持管理を実施します。
- 施設の更新に当たっては、計画的な改築によって施設の長寿命化を図り、事業費の平準化に努めます。

③ 事業の効率的な運営管理

- 経費の節減や使用料の見直しに取り組みます。
- 施設の統廃合を進め、効率的な運営に努めます。
- 会計を複式簿記の企業会計へ移行し、事業運営や資産等の状況を的確に把握するため、地方公営企業法の適用を進めます。

協働のとらきみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市は、排水設備指定工事業者等、関係事業者と共同でイベントを開催するなど、下水道や浄化槽の仕組みや機能、適正な使い方に関する啓発活動を行います。
市民は、下水道や浄化槽の仕組みや機能への理解を深め、適正に使用します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
糸魚川市一般廃棄物処理基本計画	平成23年度～平成32年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	污水処理施設更新事業	浄化センターや管渠の改築・耐震化など
2	污水幹線築造事業	宅地開発等に伴う管渠の整備
3	污水枝線築造事業	宅地開発等に伴う管渠の整備
4	処理場統合事業	筒石地区等の施設の統合整備
5	浄化槽整備事業	市設置浄化槽の整備

第1節 環境の保全と資源循環型社会の形成

1 自然環境の保全

- ① 豊かな自然の保護
- ② 地球温暖化防止対策の推進



基本方針

生き物の良好な生息・生育環境の維持や地球温暖化防止のため、自然保護意識の普及啓発などにより自然環境の保全を推進します。

施策指標

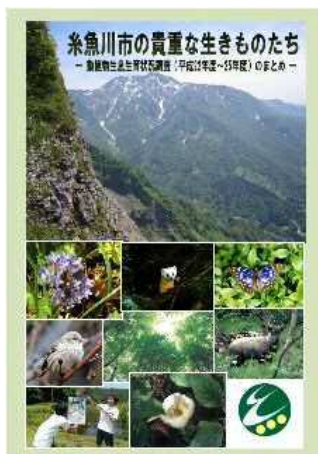
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
自然観察会等開催数	51回	55回	60回
不法投棄ボランティア監視員登録者数	59人	100人	120人

現状と課題

- 本市には、2つの国立公園（中部山岳国立公園・妙高戸隠連山国立公園）と3つの県立自然公園（白馬山麓県立自然公園・久比岐県立自然公園・親不知子不知県立自然公園）をはじめ、優れた自然風景地を有していますが、一方でごみの不法投棄、外来種の移入や植物の不法採取などの自然環境を損なう行為が見受けられます。このため、自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいの推進などにより、自然環境の保全に努めなければなりません。
- 温室効果ガスの削減や省エネ対策のために設備の導入やISOなどの国際規格の取得のためには、多くの準備期間や費用が必要となるため、取り組める対象が限られています。

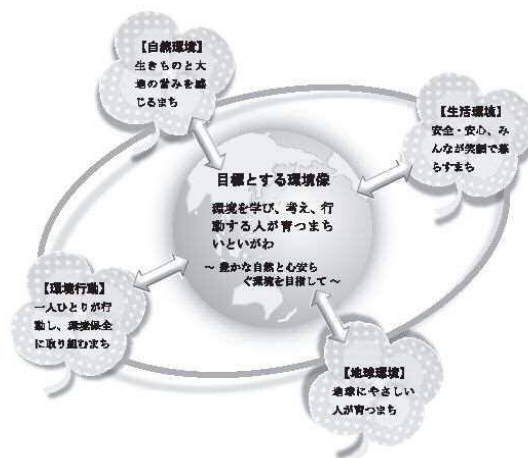
トピック

糸魚川市の貴重な生きものたち



平成22年度から平成25年度までの動植物の生息・生育状況調査結果を24ジオサイトごとにまとめた調査書を発行しました。

目標とする環境像



糸魚川市環境基本計画では、健全で豊かな環境の保全について基本理念を定め、市民、事業者、行政が協働し取り組むことを定めています。

具体的な施策(施策の方向)

① 豊かな自然の保護

- 貴重、希少な動植物の保護を促進するため、計画的に分布調査などを行うとともに、市民や関係団体と協働して動植物の総合的な生育環境の保全を推進します。
- 自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいの推進を行うとともに、自然公園法、新潟県自然環境保全条例や公害防止協定などに基づき適正な自然環境保全を推進します。
- 人と動物の共存を図るため、市民の野生鳥獣に対する理解を深める機会の提供に取り組みます。
- 自然環境を損なう行為を防止するため、不法投棄の監視を強化するとともに市民と協働による清掃、美化活動を推進します。また、外来種の移入を禁止する啓発活動や、すでに生息している外来種の駆除を行います。

② 地球温暖化防止対策の推進

- 温室効果ガス排出抑制のため、「糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づいた計画的削減を行うとともに、低公害車や省エネルギー対策の普及啓発を行います。
- 新潟県地球温暖化防止活動推進員や関係機関と協働し、暮らしの中で取り組める地球温暖化防止の事例などの情報提供をします。
- 設備導入等に利用できる助成制度などの情報提供をします。
- 小水力発電や木質バイオマス発電などの新エネルギーの導入により、地球温暖化防止対策につながる地域内の資源循環を推進します。

協働のとらぐみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民や事業者は、自然保護や地球温暖化防止のため、各種活動への参加や情報収集に努めます。行政は、市民が取り組みやすい活動の仕組みづくりや情報提供など積極的な支援を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市環境基本計画	平成22年度～平成31年度
糸魚川市地球温暖化対策事項計画（区域施策編）	平成26年度～平成32年度
糸魚川市新エネルギービジョン	平成26年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	自然環境保全事業	自然環境保全の啓発
2	生活環境対策事業	グリーンカーテンの普及・啓発

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第1節 環境の保全と資源循環型社会の形成

2 生活環境の保全

- ① 生活環境の保全
- ② 環境美化の推進
- ③ 鳥獣被害の防止
- ④ 空き家等の適正管理



基本方針

清潔で美しいまちづくりを推進し、生活環境を保全します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
騒音環境基準を満たす地点の割合	89%	90%	90%
河川水質環境基準達成率	100%	100%	100%
狩猟免許取得補助金申請者数(累計)	73人	75人	80人

現状と課題

- PM2.5による大気汚染など、公害問題への関心が高まっています。
- ごみポイ捨てなど、市内の美観を損ねる事例が見られます。
- イノシシなど野生鳥獣の、急速な生息数増加と生息域の拡大が生じている一方、狩猟者の減少や高齢化により鳥獣捕獲の担い手が減少している状態です。
- 空き家が年々増え続け、家屋の倒壊、生活環境の悪化など様々な問題が発生しています。
今後、これらの増加を抑制、改善する必要があります。

トピック

・有害鳥獣捕獲実施状況等

(単位：頭) (各年度3月31日現在)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
ツキノワグマ	9	29	15	34	16
イノシシ	63	67	54	176	322
ニホンジカ	15	2	7	30	6
合計	87	98	76	240	344

(資料：環境生活課)

・平成27年度空き家実態調査による市内全域の空き家件数 (平成28年2月29日現在)

- 能生地域 210件
- 糸魚川地域 325件
- 青海地域 83件

(資料：環境生活課)

具体的な施策(施策の方向)

① 生活環境の保全

- 環境測定を継続することで実態を把握し、適正な指導を行います。
- 事業活動や大規模な開発行為における公害防止協定の締結の推進を行います。
- 環境フェアを開催し、啓発を行います。

② 環境美化の推進

- 地域環境デーや各地区での側溝清掃など市民による環境美化活動を支援し、環境美化意識の向上を図ります。
- 環境パトロールや広報・看板等による啓発活動の実施など市民と連携・協働し、快適な環境づくりを推進します。

③ 鳥獣被害の防止

- 鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理を推進します。
- 鳥獣捕獲の担い手の確保と育成を推進します。

④ 空き家等の適正管理

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「糸魚川市空き家等対策協議会」において空家等対策計画の策定、特定空家等に対する措置、その他空き家等の活用等について協議を行い、空き家等の発生予防・活用・適正管理に向けた施策を推進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、環境フェアなどの事業に参加することで、環境保全意識の向上に努めます。
 行政は、環境保全意識の向上や行動を促すため、環境フェアの開催などの啓発を行います。
 市民は、自主的な環境美化活動に積極的に取り組むとともに、環境意識の向上に努めます。
 行政は、環境美化を推進するため、環境美化活動への積極的な支援を行います。
 市民は、休耕田の適正管理など、野生動物との緩衝帯となる里山の整備に努めます。
 行政は、猟友会員を糸魚川市鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命し、地域ぐるみで鳥獣被害防止対策の充実を図ります。
 自治会・市民は、空き家情報の提供に努めます。空き家等の所有者は、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、適正管理に努めます。
 行政は、「空家等対策計画」に基づき、空き家対策を実施します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市環境基本計画	平成22年度～平成31年度
糸魚川市緊急捕獲計画	平成28年度～平成30年度
糸魚川市空家等対策計画	平成29年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	公害対策事業	環境測定継続と適切な指導の実施
2	環境美化推進事業	環境美化活動への助成
3	鳥獣対策事業	個体群管理による鳥獣被害の防止
4	空き家等対策事業	空家等対策計画策定・対策計画の実施

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第1節 環境の保全と資源循環型社会の形成

3 循環型社会の形成

- ① 廃棄物等処理施設の整備
- ② ごみの減量化とリサイクルの促進



基本方針

ごみの減量や適正処理を行い、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を推進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
1人1日当たりのごみ総排出量	982 g	924 g	924 g

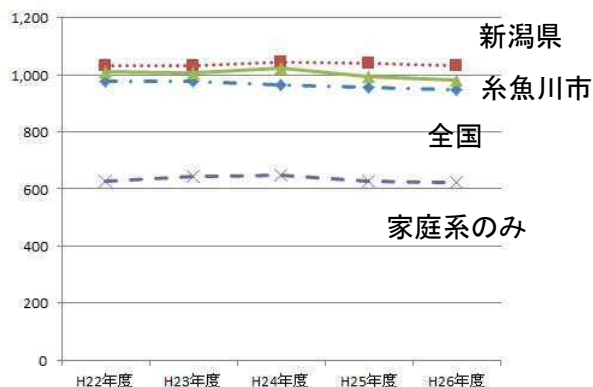
現状と課題

- ごみ処理施設は、平成14年から稼働で、経年的な機能低下と維持管理費用の増加に伴い、次期ごみ処理施設を整備する必要があります。一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場は、適正化事業が終了したことから、施設の適正管理を行うとともに、一般廃棄物最終処分場は、新たな処分場を整備する必要があります。し尿処理施設は、平成4年からの稼働で、設備が老朽化し、また、公共下水道等の普及により処理量も減少することから、それに対応した施設整備をする必要があります。
- 平成22年度にごみ処理基本計画を策定以後、ごみの総排出量については、人口減の影響もあり減少しています。人口の増減に左右されない1人1日当たりのごみ総排出量は若干の減少傾向となっており、リサイクル率についても全国平均を上回る数値です。一方で1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物等を除く。）では、横ばいとなっており、家庭系ごみの減量が課題となっています。

トピック

1人1日あたりのごみ排出量

(各年度3月31日現在)



	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
全国	976	976	963	958	947
新潟県	1,034	1,033	1,044	1,039	1,033
糸魚川市	1,012	1,007	1,022	996	982
家庭系のみ (資源物等を除く)	628	642	650	626	622

(資料：国の実態調査結果、環境生活課)

1人1日当たりのごみ排出量では、新潟県平均よりは少ない状況ですが、全国平均よりも排出量が多い状況となっています。

具体的な施策(施策の方向)

① 廃棄物等処理施設の整備

- ごみ処理施設の安定稼働に努めるとともに、施設の老朽化に対応し、次期ごみ処理施設の整備を行います。
- 一般廃棄物最終処分場の適正管理に努めるとともに、新たな最終処分場の整備を行います。
- 産業廃棄物最終処分場の適正管理に努めるとともに、最終処分場の廃止基準を満たした場合に、同処分場を廃止します。
- し尿処理施設は、施設の老朽化とし尿処理量の減少による対応として、今後、し尿・浄化槽汚泥を下水道処理施設へ接続して処理するため、施設の整備を行います。

② ごみの減量化とリサイクルの促進

- 分別説明会の開催や広報紙などによる啓発を行い、3R(※)推進への市民意識の高揚を図ります。
- 生ごみ処理機器の設置に対し補助を行い、生ごみの減量を図ります。
- 最終処分量の削減を目指して、不燃ごみ残さのリサイクル化に取り組みます。
- ごみの減量化を進めるため、ごみの有料化について、引き続き検討を行います。

協働のとらぐみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、使い捨て商品の購入を避け、買ったものを繰り返し長く使う消費行動やごみの適正な分別など、ごみの減量化に努めます。

事業者は、事業系ごみ減量化の取組や市が実施する各事業への協力をを行います。

行政は、ごみの減量化の仕組みづくりや啓発活動を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)	平成23年度～平成31年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	次期ごみ処理施設整備事業	設計、施設整備
2	次期一般廃棄物最終処分場整備事業	設計、施設整備
3	し尿処理施設整備事業	下水道処理施設へのし尿等投入施設整備
4	ごみ減量対策推進事業	ごみカレンダー作成、生ごみ処理機器設置補助
5	リサイクル事業	ごみリサイクルの促進

※ 3R(スリーアール) : 抑制(Reduce、リデュース)、再使用(Reuse、リユース)、再生使用(Recycle、リサイクル)の3つのR(アール)の総称です。

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護



1 防災・危機管理の推進

- ① 災害に強いまちづくりの推進
- ② 危機管理体制の整備推進

基本方針

多様な災害及び危機事象に対応するため、防災体制の整備と防災対策の強化に努め、柔軟かつ的確に対応できる体制づくりを推進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
自主防災組織の組織率	80.30%	100%	100%
糸魚川市総合防災訓練参加率	19.87%	30%	50%

現状と課題

- 本市は、海岸、山岳、渓谷など変化に富んだ自然に恵まれている反面、脆弱な地質と急峻な地形のため、水害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えており、近年は本市において大規模な災害は発生していないものの、過去には様々な災害に見舞われてきました。
- 災害への対応は、迅速な警戒避難体制と情報の収集・伝達体制が重要であり、近年多発している大規模な地震や土砂災害など様々な災害を教訓に、国、県、企業などと連携し、防災、危機管理体制を強化して行く必要があります。
- また、災害時は市民の相互扶助の果たす役割が重要であり、地域防災力の基盤となる自主防災組織の設立促進を図り、防災訓練などを通じ地域ぐるみの防災意識の醸成を図る必要があります。
- 防災行政無線については、主要設備などの老朽化及び国のアナログからデジタルへの移行方針に伴い、設備の更新やデジタル化を進めて行く必要があります。

トピック

<主な災害の発生状況>

種類	災害名	概要	発生日	地域
波浪災害	1.31高潮災害	低気圧(台湾坊主)	S45.1.31	全域
火山災害	焼山火山災害	水蒸気爆発	S49.7.28	糸魚川
土砂災害	玉ノ木地すべり災害	地すべり	S60.2.15	青海
雪害	柵口雪崩災害	表層雪崩	S61.1.26	能生
水害	7.11水害	集中豪雨による河川氾濫	H7.7.11	糸魚川
土石流災害	蒲原沢土石流災害	集中豪雨による土石流	H8.12.6	糸魚川
海上災害	ナホトカ号重油流出災害	流出した重油の漂着	H9.1.18	全域

※災害の種類ごとに代表的な災害を抽出したものの。

<自主防災組織の組織率>

各年4月1日現在

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
組織率(%)	23.2	23.3	32.3	50.3	58.8	62.3	66.1	70.1	79.1	80.3
組織数(団体)	23	24	29	43	50	56	60	64	68	71
世帯数(世帯)	4,081	4,090	5,689	8,870	10,366	10,988	11,651	12,363	13,950	14,159

※組織率=自主防災組織が結成された地区の世帯数/全世帯数×100

具体的な施策(施策の方向)

① 災害に強いまちづくりの推進

- 関係機関との連携を強化し、避難勧告等の早期発令体制の整備と市職員の実践的な災害対応訓練等を実施します。
- 地域防災力の向上のため、自主防災組織の設置を促進し、自主防災組織が行う防災訓練等の活動に協力します。
- 迅速な避難を実現するためにハザードマップ(※1)等を活用した、避難行動要支援者を含めた住民避難体制及び原子力災害等、他市町村からの広域避難体制を構築します。
- 情報伝達体制を整備するために、防災行政無線の設備更新とデジタル化を引き続き実施します。

② 危機管理体制の整備推進

- 市民の安全や生活を守るため、「危機管理計画」を策定し、大規模災害、武力攻撃事態、テロ災害、新型インフルエンザなど市民や市政に重大な影響を及ぼす危機事象に対応できる体制を構築します。
- 国、県並びに関係機関との連携を密にし、相互協力体制を構築します。

協働のとらえ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民・地域・事業者等は、自助・共助の意識を持ち、平常時から災害に備えつつ、行政等が実施する防災活動に参加・協力するなど、積極的に自主防災活動を行います。

行政は、市民の生命や財産を守るため、関係機関との協力のもと防災活動を実施します。また、地域防災力の向上のため、地域・事業者等の自主防災活動に協力します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市地域防災計画	平成18年9月策定(全部改訂 平成25年7月)
糸魚川市国民保護計画	平成19年2月策定
糸魚川市新型インフルエンザ対策行動計画	平成21年2月策定
糸魚川市新型インフルエンザ業務継続計画	平成21年4月策定
糸魚川市災害時業務継続計画	平成21年3月策定

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	防災行政無線整備事業	デジタル無線機増設、再送信子局更新、戸別受信機等
2	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成支援、防災リーダー育成

※1 ハザードマップ：各種災害の危険箇所や避難所などを表示した地図

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護

2 防災施設の整備促進

- ① 河川・排水路の整備と適正な維持管理
- ② 農地保全と災害防止
- ③ 治山・砂防施設の整備促進
- ④ 海岸侵食対策の促進



基本方針

自然災害から住民の生命・財産、自然環境を守るため、施設整備の促進を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
一級河川姫川整備 2地区整備 (寺島地区低水護岸整備、西中地区根継護岸整備)	寺島地区 整備	寺島地区 完了 西中地区 整備	西中地区 完了

現状と課題

- 本市は、姫川に沿って糸魚川—静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱え、一級河川姫川をはじめ、多くの中小河川が急流となって日本海に注いでいます。市街地や集落は、この河川や支流の流域と河口近くに集中しており、梅雨時期や台風の時期には、河川の増水・山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の自然災害が発生しやすい地帯が散在しています。
このため、山林等の荒廃などによる山地崩壊等、それに伴う河川上流域の閉そくや山間集落等への被害を防止する対策が必要です。
- 農業地域では、農業生産基盤整備を実施し、優良農地の確保に努めてきましたが、今後は、これらの農地等を保全していく必要があります。
- 海岸は、海岸侵食とも相まって冬期風浪により幾度も被害を受けており、これまでも消波施設、護岸施設、人工リーフ等による海岸の保全を図ってきました。冬期間の越波被害は毎年のように発生していることから、引き続き海岸の保全を図る必要があります。

トピック

一級河川姫川
急流河川対策
実施状況

須沢地区



実施箇所及び根継工事中の状況 平成25年工事完了

具体的な施策(施策の方向)

① 河川・排水路の整備と適正な維持管理

- 急流河川が多く、融雪期、降雨時には急激な増水と土石流失が発生し、河川の氾濫の危険性が高いため、河川改修等の計画的な整備を促進します。また河川施設の適切な維持管理のため、巡視や点検を実施し、施設の状態を把握するとともに機能維持に努めます。
- 市街地における浸水防止のため、計画的に排水路の改修整備を推進します。

② 農地保全と災害防止

- 中山間地域集落の安定的な農業生産基盤を維持し、集落と農地、農業用施設を地すべり被害から保全するため、農地防災事業、地すべり対策事業を促進します。

③ 治山・砂防施設の整備促進

- 山地の保全と山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の山地災害を未然に防止するため、治山、砂防、火山砂防、地すべり防止対策等の事業を推進します。

④ 海岸侵食対策の促進

- 冬期風浪等により砂浜の侵食が進行していることから、台風及び冬期風浪時の越波による住宅地や道路等への被害を防止するため、海岸侵食対策事業等の海岸保全施設整備等を推進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民・地域・関係団体は、市と一体となって、国や県に事業促進の要望を行います。
市は、国や県と連携し、防災対策工事の推進を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
姫川水系河川整備基本方針	平成20年6月策定
姫川水系河川整備計画	平成27年3月策定

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	県営中山間地域総合農地防災事業(国県事業)	用水路整備(釜沢用水)
2	河川、排水路改修事業	二級河川(早川)・小河川・排水路改修
3	姫川改修事業	直轄事業(寺島地区・西中地区)
4	砂防事業	直轄事業(葛葉地区他)、火山砂防事業(焼山川)、県通常砂防事業
5	地すべり対策事業	地すべり防止区域「大所地区」ほか
6	雪崩対策事業	中川原地区ほか
7	海岸侵食対策事業	離岸堤整備(竹ヶ花海岸ほか)
8	治山事業	直轄治山事業・県営治山事業・市営治山事業
9	港湾海岸侵食対策事業	海岸侵食対策(青海・寺地地区)

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護

3 消防救急体制の充実

- ① 火災予防対策の推進
- ② 消防力の強化
- ③ 救急業務の高度化
- ④ 応急手当の普及



基本方針

火災予防の啓発と市民の防火意識の高揚に努め、特性に応じた消防救急活動を推進するため、必要な人員及び施設等を効率的かつ効果的に整備し、消防救急体制の充実強化を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
火災件数	16件	10件	5件
住宅用火災警報器設置普及率	82%	100%	100%
心肺停止傷病者の救命率（社会復帰率）	5%	10%	15%

現状と課題

- 近年、火災等の災害は、社会環境の変化や高齢化による災害弱者の増加により、複雑多様化の傾向を強め、予測し難い潜在的危険性が增大しています。
- また、大規模災害、多数傷病者発生災害などの対応能力の向上や初動体制の充実強化が求められています。
- このため、地域と一体となった火災予防や住宅用火災警報器普及による火災での死傷者の発生防止などの住宅防火対策や、広域的な消防応援体制を強化していく必要があります。
- また、救急救助件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上高齢者の搬送が68.8%を占めており、今後も増大すると考えられ、更なる救命率の向上を目指して応急手当の普及や医療機関との連携で迅速、適切な救急救助活動が必要です。

トピック

【火災発生状況】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数（件）	12	8	13	15	14	13	11	15	16	16
焼損住宅（棟）	3	3	8	14	11	9	13	13	9	9
死者（人）	2	0	0	2	2	1	0	0	2	2

※件数は、12件～16件で推移していますが、平成26年、27年と連続で火災による死者が2名発生しています。

【救急出動状況の推移】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数（件）	1,859	1,895	2,003	1,896	2,031	2,011	2,000	1,866	1,958	1,923
搬送人員（人）	1,737	1,794	1,858	1,768	1,908	1,906	1,870	1,741	1,812	1,775
高齢者比率（%）	58.4	60.3	60.3	64.3	63.5	62.9	67.4	68.5	66.1	68.8

※件数、搬送人員ともほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者比率が10年で約10%上昇しています。

具体的な施策(施策の方向)

① 火災予防対策の推進

- 高齢者の火災予防対策として、福祉事務所、自治会及び消防団と連携し、家庭訪問による火の元点検や住宅用火災警報器設置状況調査を通して火災予防指導を行います。
- 火災予防啓発として、市ホームページや一般家庭防火診断により指導を展開し、火災による死傷者ゼロを目指します。
- 事業所の火災予防指導のため、立入り検査を行います。

② 消防力の強化

- 近隣、県域を越えた応援体制の確立や出動計画及び消防戦術の見直しを行い有事即応体制を構築します。
- 消防団の拠点化を推進し、格納庫、積載車、ポンプ数の見直しを行います。
- 団員の高齢化対策として、ポンプの軽量化及び安全装備品の充実整備を行い、入団促進に向けて処遇改善、事業所との協力体制の構築を行います。

③ 救急業務の高度化

- メディカルコントロール体制(※1)を基盤とした医療機関との連携強化により、地域救急医療の充実を引き続き推進し、救急救命士の養成を継続、救急車複数乗務体制を構築します。
- 救急隊員の資質の維持向上を図るための教育を救急ワークステーション(※2)を核として効率的に行います。

④ 応急手当の普及

- 心肺停止傷病者の救命率(社会復帰率)の向上を図るため、市民への応急手当の普及を引き続き展開するとともに、応急手当普及資器材の整備更新を計画的に行います。

協働のとらぐみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政は、自治会、市民と連携し高齢者の火災予防指導を行うなど、火災による事故の未然防止や死傷者を出さない取組を行います。

市民は、積極的に応急手当講習会に参加し、救命の知識・技術を習得します。

国、県、市は、消防団協力事業所表示制度(※3)を推進し、市民の消防団活動への理解を深め、地域防災力の充実強化を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
緊急消防援助隊応援・受援計画	平成22年10月策定
消防対象物警防計画	平成22年12月策定
ジオサイト救助計画	平成22年7月策定
糸魚川市消防団拠点化計画	平成25年9月策定

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	救急救命推進事業	救急救命士の養成、応急手当資器材の整備
2	救急業務高度化整備事業	高規格救急車、高度救命処置用資器材の更新整備
3	消防水利整備事業	耐震性防火水槽、消火栓の整備、既存防火水槽の耐震化
4	消防団施設整備事業	格納庫の拠点化整備
5	消防団防災機器整備事業	消防団活動に必要な資器材の整備(簡易水槽、消防ホース等)
6	消防団積載車整備事業	小型動力ポンプ付積載車の更新整備
7	救助資機材整備事業	空気呼吸器、三連はしご、水難救助資機材の更新整備
8	消防車両整備事業	消防車両、はしご車の更新整備

※1 メディカルコントロール体制：病院前救護において、救急隊員が傷病者に提供する医療サービスの「品質管理」を行なうシステム

※2 救急ワークステーション：糸魚川総合病院内に設置された教育研修施設

※3 消防団協力事業所表示制度：事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制の充実を図る制度

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護

4 防犯・交通安全対策の充実

- ① 防犯活動の推進
- ② 交通安全対策の推進



基本方針

市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、犯罪の抑止、交通事故防止を推進します。

施策指標

各年12月31日現在

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
刑法犯認知件数	195件	減少	減少
交通死亡事故件数	2件	0件	0件

現状と課題

- 家族間のコミュニケーション不足や核家族化、過疎化、高齢化等により、地域の連帯意識の希薄化が進行し、犯罪抑止機能が低下したため、子どもや高齢者など弱い立場の人の犯罪に対する不安が**高まり課題となっています。**
- 高齢者の交通死亡事故に占める割合が高く、**認知症等による運転で加害事故を起こす事例もあり、**今後の高齢化の進行に伴い、高齢者の交通事故防止対策に取り組む必要があります。また、チャイルドシートの着用率が低いこと、13歳未満の自転車乗車時のヘルメット着用定着化が課題となっています。

トピック

糸魚川警察署管内刑法犯認知件数・検挙人員

各年12月31日現在

	認知件数	検挙人員
H21	326	109
H22	279	59
H23	283	83
H24	306	79
H25	235	67
H26	222	50
H27	195	67

平成27年は、刑法犯認知件数は前年より減少しましたが、検挙人員は増加しました。

(資料：糸魚川警察署)

糸魚川警察署管内交通事故負傷者・死者数

各年12月31日現在

	負傷者	死亡
H21	155	4
H22	176	4
H23	186	4
H24	134	3
H25	124	2
H26	99	2
H27	84	2

平成24年以降、負傷者は減少しています。

(資料：糸魚川警察署)

具体的な施策(施策の方向)

① 防犯活動の推進

- 市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防犯意識の向上を図ります。
- 防犯組合連合会を核とし、関係団体との連携を図り、高齢者の特殊詐欺被害防止、通学路等の防犯パトロールや不審者対策など、地域住民の自主的な活動を推進します。

② 交通安全対策の推進

- 警察や交通安全協会と連携を図りながら、交通安全指導、教育、啓発活動を継続して行い、交通ルールの順守とマナーを守る意識の向上を図るとともに、道路交通環境の整備を推進します。
- 特に高齢運転者対策は、運動機能の低下、あるいは認知症に伴う運転の危険性について、本人、家族、地域から広く理解していただくために、地区、老人クラブ等への交通安全教室をはじめ、各種周知・啓発活動を行います。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民と地域は、各地区における防犯活動に努めます。
行政と糸魚川市防犯組合連合会は、各種関係団体と連携し、特殊詐欺被害防止等の啓発活動を行います。また青色回転灯装備車による地域見廻り活動に取り組みます。

市民と地域は、交通安全協会を通じ、啓発活動や児童、生徒の通学時の街頭立哨等に努めます。
行政と警察は、保育園や学校、老人クラブ等を対象に交通安全教室の実施や交通安全運動等の啓発活動を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
第3次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画	平成29年度～平成32年度
第10次糸魚川市交通安全計画	平成29年度～平成32年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	防犯事業	各地区防犯活動への助成、啓発活動
2	交通安全対策事業	交通安全指導員の配置、交通安全教室の開催、交通安全協会支部助成、啓発活動

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護

5 消費者保護の推進

- ① 自らを守る消費者の育成
- ② 消費者保護体制の充実
- ③ 市民の情報活用力の向上



基本方針

様々な消費者問題について、市民自らの確かな判断と行動ができるよう、必要な知識や情報の普及啓発に努めるとともに、学習機会の充実に努めます。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
消費者相談件数	104件	100件	80件
特殊詐欺被害の件数（各年12月31日現在）	5件	0件	0件

現状と課題

- 身近な生活の中において、様々な消費者ニーズに応える商品・サービスが提供される一方、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化している状況にあります。特に、近年、一人暮らしや認知症の高齢者など社会的弱者を狙った悪質な訪問販売等の詐欺行為も増加しており、孤独感や不安感、判断力・交渉力の低下に付け込んだ手口が後を絶たない状況となっています。また、消費者に向けられるサービス形態が便利になった一方で、お金を簡単に借りられる便利さから、多重債務に陥るケースも発生しています。このことから、自らがトラブルを防止できる賢い消費者を育成するため、情報提供と啓発に取り組むとともに、消費者被害救済のため、関係機関との連携の強化が必要です。
- 情報通信技術が進歩する中で、マイナンバー制度など新たな情報化の流れが進行していることから、コンピュータ犯罪や個人情報流出防止などに対応するため、市民一人一人の情報セキュリティ意識の醸成と情報機器を利用した情報活用能力の向上が求められます。

トピック

糸魚川市消費者相談窓口相談件数

各年度 3月31日現在

H25	H26	H27
89件	123件	104件

65歳以上の高齢者からの相談が多く、主な相談内容は「電話勧誘販売」「架空請求」に関するものとなっています。

(資料：環境生活課)

特殊詐欺被害件数

各年12月31日現在

	H25	H26	H27
新潟県	164件	222件	288件
糸魚川市	4件	3件	5件

平成27年の県内の被害額は、7億7千万円を超えており、このうち振り込め詐欺の件数が全体の85%を占めています。

(資料：糸魚川警察署)

具体的な施策(施策の方向)

① 自らを守る消費者の育成

- 消費者が、複雑化、悪質化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないようにするため、また、万が一遭遇した場合に自らの初期対応で被害をより小さいものに抑えられるようにするため、最新で有効的な情報と対応策を広報誌、ホームページ、市内巡回、出前講座など様々な方法で周知、啓発を図り、賢い消費者の育成に**取り組み**ます。
- 子どもたちが将来、正しい知識と判断力、情報活用能力を身に付けた消費者として自立できるよう、学校や家庭と行政とが連携して消費者意識の向上を**図り**ます。

② 消費者保護体制の充実

- より複雑化する消費生活に関する相談内容に対応するため、専門相談員を配置するとともに、県消費生活センターや消費者協会等と連携し、相談窓口の充実を図ります。
- 被害を受けたことのある市民への定期的な連絡、巡回及び地域社会による見守り体制の構築を図ります。
- 多重債務などの救済のため、専門機関との連携を図り、相談体制の充実を**図り**ます。

③ 市民の情報活用力の向上

- 膨大な情報の中から、市民各々が有意義なものを選択できる能力を身に着けるとともに、情報機器を適正に活用できるよう啓発に努めます。併せて、開始されたマイナンバー制度の周知を図り、個人番号及び番号カードの適正管理の啓発に**取り組み**ます。

協働のとりのくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、自ら学び、正しい選択ができる消費者となるよう努めるとともに、不審な情報を得たら、警察、市役所へ通報、相談するように努めます。

糸魚川市消費者協会は、出前講座、チラシ等による消費者被害防止のための啓発を行います。

地域包括支援センターは、訪問による高齢者の見守り、関係機関への情報提供を行います。

行政は、広報等による必要な知識や情報の提供を行います。

警察は、パトロールによる犯罪抑止効果の発揮、講演会等による特殊詐欺被害防止のための啓発を行います。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	かしこい消費者育成事業	情報提供・啓発活動
2	消費生活相談事業	消費生活相談窓口設置

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護

6 冬期市民生活の確保

- ① 冬期交通の確保
- ② 冬期生活の維持



基本方針

積雪期における市民生活・地域経済活動の安定及び維持を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
冬期交通の確保延長	411km	412km	413km
小型除雪機貸与地区数	83地区	87地区	90地区

現状と課題

- 除雪機械については、老朽化した機械が多く、市・除雪受託者ともその維持、更新に苦慮しているのが現状であり、計画的に維持、更新を行うとともに、交通量に合わせた除雪路線の見直しを行う必要があります。
- 消雪パイプについても施設の老朽化や散水量の低下により、降雪時に故障が頻発しているのが現状であり、計画的な更新を進める必要があります。
- 現状として、高齢者世帯及びひとり暮らし世帯の増加により屋根雪等の除排雪が困難な世帯が増加しています。地域ぐるみでの助け合いによる除雪作業も困難となる地域が増えてくることが予想され、大きな課題となっています。

トピック



機械除雪・消雪パイプとも、人家に接続する市道のほか、冬期生活に必要な農道等も含め、最低限必要な区間を実施していますが、道路改良の実施や地元からの要望により、年々微増となっています。なお消雪パイプについては、コスト面及び地下水への影響から、機械除雪からの転換は行わないことを基本としており、現在設置済みの路線の維持管理が中心となっています。

具体的な施策(施策の方向)

① 冬期交通の確保

- 除雪作業の安定性を確保するため、除雪機械の計画的かつ適正な更新を実施します。
- 散水量の安定確保のため、消雪パイプ施設の計画的な更新及び適正な維持管理を推進します。
- 大型除雪機械による除雪や消雪パイプでの融雪が困難な幅の狭い生活道路の交通を確保するため、地区への小型除雪機の貸与を実施します。
- 除雪作業に対する市民理解を深め、豪雪時における不安感を軽減するため、除雪計画の周知及び除雪情報の提供を実施します。

② 冬期生活の維持

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、集落における自主的な共同除雪体制の構築を促進するため、小型除雪機の貸与を実施します。
- 自力で屋根雪等の除排雪及び雪踏みが困難である要配慮世帯に対し、冬期間における安全・安心を確保するため、除雪等にかかる費用の一部を助成します。

協働のとりにくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地域は、要配慮世帯の屋根雪等の除排雪や幅の狭い生活道路の除雪等の克雪活動を協力し合いながら実施します。

行政は、住民の理解と協力を得ながら幹線道路や主要生活道路の除雪を行うとともに、地域が行う克雪活動を支援します。

関連個別計画

計画名	計画期間
道路除雪計画	毎年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	除雪機械整備事業	除雪機械購入
2	融雪施設整備事業	消雪パイプ新設・更新
3	克雪地域づくり除雪機貸与事業	小型除雪機貸与
4	屋根雪除雪等費用助成事業	屋根雪等除排雪・雪踏み費用の助成

第1節 自主自立の市民活動の推進

1 市民参画のひとづくりと活動支援

- ① 人材の育成
- ② まちづくり団体育成支援
- ③ 地縁コミュニティ活動、地域づくり活動の促進
- ④ まちづくりへの市民参加の促進
- ⑤ 多様な交流の促進



基本方針

住みよい地域を維持していくために、住民が主体となって考え、行動する自主自立した市民参加型の地域活動を促進します。また、年齢、性別、国籍、文化や思想などの違いを互いに認め、多様性のある交流を促進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
コミュニティ活動協議会加入組織数	12団体	16団体	20団体
大学連携地区・集落数	2地区	6地区	6地区
日本語セミナー受講者数(延べ人数)	292人	320人	350人

現状と課題

- 地域活動を担う若者やリーダーが不足しており育成が必要です。
- 市内の地域づくり団体等の活動が効果的に連携できていません。活動成果に相乗効果をもたらす相互連携の仕組みが必要です。
- 市コミュニティ活動協議会登録の12団体では、後継者不足、活動停滞の傾向がみられます。既存活動団体や新規団体の加入を進め、活性化を図る必要があります。
- 各種計画の審議会設置やパブリックコメントで市民参加を進めてきました。今後は、計画から活動まで、「自分事」としての市民参加を進めていく必要があります。
- 市民相互はもとより、移住者や市内在住外国人等、相互の文化や思想の違いを多様性として認め合い、交流を深めることが必要です。
- 外国人の定住化が進む現在、生活者・地域住民として認識する視点が求められており、外国人住民への支援と、地域社会への参画を促す仕組みの構築が必要です。
- 継続してきた都市交流を基盤として、産業、人材など幅広い分野における交流を促進していくため、交流を行う市民活動に対して積極的な支援が必要です。

トピック

コミュニティ活動協議会加入状況(平成27年度)

	能生	糸魚川	青海
地縁型	2	2	0
地域づくり型	3	5	0

- ・地区全体が会員の地縁型は4団体です。
- ・有志による地域づくり型は8団体です。
- ・青海地域は活動は見られますが、加盟団体はありません。

国籍別在住外国人数(平成28年3月31日現在)

国籍	人数	割合
フィリピン	117	36%
中国	77	24%
その他	130	40%
合計	324	

(資料：市民課)

フィリピン、中国国籍の方が半数以上となっています。

具体的な施策(施策の方向)

① 人材の育成

- 住民主体の地域活動のリーダーには、住民同士の話し合いの場を運営し、意見を引き出し合意形成につなげる力が必要です。こうした力を有するリーダーを育成します。また、そうしたリーダーの育成や地域活動を支援する中間支援組織の設立を推進します。

② まちづくり団体育成支援

- 既存のまちづくり団体の新たな活動展開や、新しいまちづくり活動を起こそうとする団体の活動の立ち上がりを支援します。

③ 地縁コミュニティ活動、地域づくり活動の促進

- 地縁によるコミュニティ団体等が行う住民主体の活動を支援するとともに、団体同士の情報交換、交流を促進します。
- 市コミュニティ活動協議会の組織の見直しを行い、加盟団体を増やし、相互の活性化を促進します。
- 集落支援員、地域おこし協力隊や大学連携など、外部人材を活用した活動支援を促進します。

④ まちづくりへの市民参加の促進

- 市民参加は、現状を知り先行きを見通し、自分事として関心を持つことから始まります。様々な課題に対する情報提供と、話し合いから解決につなぐ活動を促進します。

⑤ 多様な交流の促進

- 市内在住外国人の住みやすい環境を整備するため、日本語セミナーや悩みごと相談などの支援事業を行います。
- 日本語での会話が難しい外国人を対象として、医療通訳や行政通訳を行います。
- 姉妹都市、友好都市、知音都市など幅広い分野での市民交流を促進します。

協働のとりのくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地域と市民が地域活動の主役です。市民は、自らが主体となって地域の課題等を自分事と考え、関心を持ち、地域活動に積極的に参加します。
行政と事業者は、市民の様々な地域活動を支援するとともに、地域や市民と手を携えて進める協働の地域活動を進めます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	まちづくりNPO設立支援事業(仮称)	団体の連携や活動支援を行う中間支援組織の設立支援
2	まちづくりパワーアップ事業	まちづくり活動の新展開や立ち上げへの補助
3	大学等連携集落活性化事業	連携大学への実践活動費補助
4	集落支援員、地域おこし協力隊事業	集落支援員、地域おこし協力隊員の配置
5	地区訪問懇談会開催事業	地区訪問懇談会でのワークショップ運営
6	外国人生活相談事業	日本語セミナー・生活相談の運営、医療・行政通訳
7	都市交流事業	都市交流協会への助成

第6章 地域が輝くまちづくり

第1節 自主自立の市民活動の推進

2 自治組織・機能の充実

- ① 自治組織への支援
- ② 地域づくりプランの策定及び実現への支援



基本方針

自治組織の自主的・主体的な活動の促進や維持・活性化を図るため、地域づくり活動への支援や役割の明確化による協働を推進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
地域づくりプラン策定地区数	6地区	10地区	15地区
集落サポーター登録ボランティア数	135人	150人	180人

現状と課題

- 自治組織の状況や活動内容、住民意識が地域によって違っており、地域の実情に応じながら、自主自立による自治運営を検討する必要があります。
- 過疎化・高齢化により、自治組織の役員の担い手や運営資金の確保と、集落機能の維持や活動が困難になってきており、運営支援が必要です。
- 自治組織と行政の協働を図るため、それぞれの役割を明確化することが必要です。

トピック

地区集会施設整備助成件数

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新・改築等	1	5	2	3	2		2		1	1	
修繕	4	3	11	11	13	11	12	5	10	8	11
耐震・災害					2		1	4	2	2	2
計	5	8	13	14	17	11	15	9	13	11	13

・毎年10数件の利用件数で推移

集落サポーター出動件数

区分	H23	H24	H25	H26	H27
草刈				2	
除雪	8	2	1	2	
用水整備		4			
計	8	6	1	4	0

・冬期積雪等で件数は変動

地域プロジェクトモデル事業取組地区数

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ソフト		1	1			1		1		1	
ハード		1					1		1		1

・3地区と1施設でハード事業を実施

地域づくりプラン取組地区数

区分	H24	H25	H26	H27
策定	1	2	3	6
実現		1	2	4

・着実に取組件数が増加

※地域プロジェクトモデル事業

地域住民が主体となり、地域資源を活用し、地域の自立に向けた地域ビジネスの構築を通して地域の活性化を目的に取り組むソフト及びハード事業を、県と市が支援するもの。

具体的な施策(施策の方向)

① 自治組織への支援

- 自治組織の維持・活性化を図るため、地域担当職員による情報提供、相談対応等の支援や、自治組織が取り組む集会施設整備、地域ビジネス等の活動を支援します。
- 市民が主体となって自治を実現していくための基本理念や仕組みを自治基本条例等で明確にし、市民の自治活動を一層推進します。
- 自治組織と行政の役割分担や協働のあり方を明確にしながら、自治活動の財源となる交付金制度や、地域と行政をつなぐ中間支援組織の設立を促し、自主自立の自治活動と相互の連携を促進します。

② 地域づくりプランの策定及び実現への支援

- 市民自らが地域課題を認識し、地域の将来像や主な取組を明らかにする「地域づくりプラン」の策定と、そのプランに基づいて市民が取り組む自主的・主体的な活動に対して支援します。

協働のとらえ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地域は、住民一人一人の積極的な参加と協力を促しながら、自主的・主体的な地域づくり活動を行います。

行政は、自治組織との連携を促進し、自治活動を補完的に支援します。

関連個別計画

計画名	計画期間
地域づくりビジョン	平成23年12月策定

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	地区集会施設整備助成事業	集会施設の整備を行う地区への助成
2	地域プロジェクトモデル事業	地域ビジネスに取り組む地区への助成
3	地域生き生き集落サポーター事業	高齢化率の高い集落が行う草刈・除雪作業等にボランティアを派遣
4	地域づくり活動支援事業	地域づくりプランの策定・実現に取り組む地区への助成

第6章 地域が輝くまちづくり

第1節 自主自立の市民活動の推進

3 人権啓発と男女共同参画の推進

- ① 人権意識の高揚と人権啓発の推進
- ② 男女共同参画の推進



基本方針

すべての人の人権が尊重され、老若男女・障害者など誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進します。

施策指標

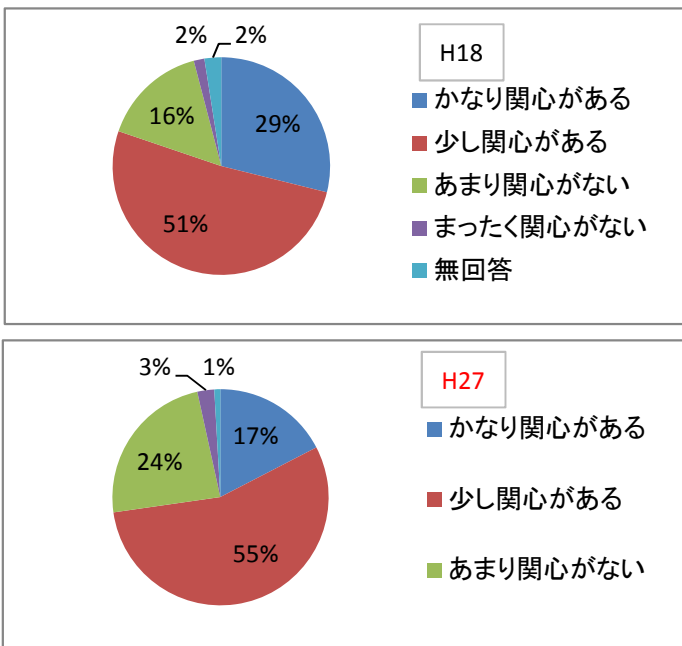
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
人権や差別問題に関心のある市民の割合	72%	83%	85%
審議会等に占める女性委員の構成割合	26.90%	30%	40%

現状と課題

- 障害者差別解消法の施行等、法整備が進められていますが、依然として女性、子ども、高齢者、障害者などへの差別や偏見、同和問題などが存在し、課題となっています。
- 社会における女性の活躍の場が増えてきていますが、地域、家庭、職場などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識が残っています。また、市の審議会委員や各種委員など政策・方針決定の場への女性の参画機会を確保するよう努めていますが、男性に比べその割合は低くなっています。

トピック

糸魚川市民で人権や差別問題に関心を持っている人の割合



審議会等に占める女性委員の構成割合

	糸魚川市 各年4月1日現在	新潟県 各年6月1日現在
H23	26.1%	35.3%
H24	27.6%	35.7%
H25	25.3%	36.4%
H26	26.2%	37.0%
H27	26.9%	37.0%

審議会等に占める女性委員の構成割合は、増加傾向にはありますが、低い状況です。

(資料：内閣府男女推進施策の推進状況調査及び新潟県男女共同参画計画)

(資料：人権教育・啓発推進計画策定前市民アンケート結果)

具体的な施策(施策の方向)

① 人権意識の高揚と人権啓発の推進

- 「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」に基づき、様々な差別や偏見の解消に向けた人権啓発を行い、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて、人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を**推進**します。
- 互いの人権を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、国・県などの関係機関、関係団体と連携して啓発を**推進**します。

② 男女共同参画の推進

- 男女がともに互いの人権を尊重し、性別による不利益のない社会を実現するため、「いといがわ男女共同参画プラン」に基づき、各種施策を実施し、関係機関、関係団体と連携した取組を推進します。
- 市民意識の向上を図るため、啓発活動の充実と講演会、研修会などの学習機会を提供します。
- 各種審議会・委員会など、あらゆる分野における政策方針決定過程への男女共同参画の促進を図ります。
- ドメスティック・バイオレンス（※1）やセクシュアル・ハラスメント（※2）等を許さない意識啓発を推進するとともに、各種相談機関と連携した相談窓口などの支援体制の充実を図ります。
- ワーク・ライフ・バランス（※3）を推進するため、意識啓発とハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）（※4）の登録を促進します。

協働のとらきみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、人権が擁護される社会づくりに努めます。
 国・人権擁護委員は、人権相談会の開催、各種啓発事業の実施に取り組みます。
 行政は、講演会、研修会の開催、各種啓発事業を行います。

市民は、男女がお互いに人権を尊重しつつ、個性や能力を発揮できる社会づくりに努めます。
 ハッピーパートナー企業は、男女共同参画の推進に取り組みます。
 行政は、男女共同参画の視点に立った施策の推進、講演会、研修会の開催、各種啓発事業を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市人権教育・啓発推進計画	平成29年度～平成35年度
第2次いといがわ男女共同参画プラン	平成29年度～平成32年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	人権啓発事業	人権講演会、街頭啓発等、人権擁護委員協議会助成
2	男女共同参画推進事業	啓発、推進委員会開催、プランの推進、人材育成

※1 ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる身体的、精神的、性的、経済的暴力

※2 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反する性的言動を言い、個人としての尊厳や名誉、プライバシーなどを侵害する行為

※3 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

※4 ハッピーパートナー企業：男性も女性も仕事と家庭、その他の活動が両立できるように環境を整えたり、女性労働者の育成、登用など職場における男女共同参画の推進に取り組む企業、法人、団体

第2節 地域に根付く人材の確保

1 移住定住の促進

- ① 支援窓口、情報発信の充実
- ② 受入れ態勢の充実
- ③ 支援制度の確立
- ④ 住まい、空き家の利活用



基本方針

市内のしごと、住まい、地域等の生活に身近な情報を提供し、求める人材に対して、スムーズに暮らし始めるための支援を行います。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
支援制度利用による移住者数（単年度）	6人	10人	10人

現状と課題

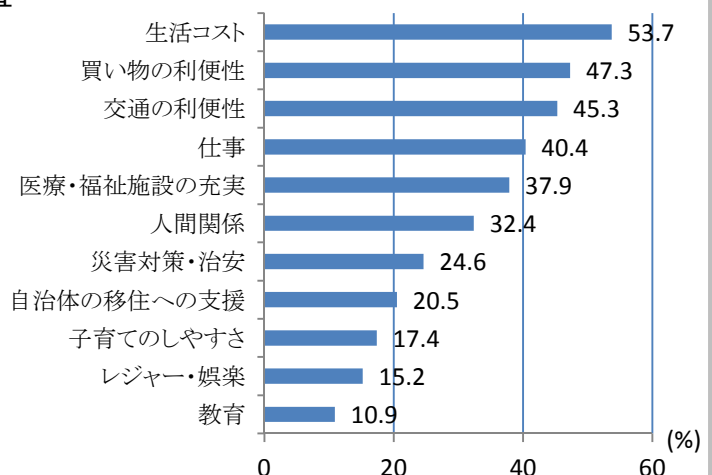
- 平成26年度の首都圏相談会における市への相談者数は29人で、相談内容は、収入源や住まいの確保、生活・就業・子育て環境など、年代・性別によって多岐にわたっており、移住希望者の希望に沿った情報提供が必要です。
- 生活の拠点となる基礎集落の受入人材を育成するため、平成27年度に移住者受入人材育成研修会を開催し、延べ22人が参加しています。移住希望者に選ばれるために、多くの集落の魅力づくりを進め、移住者受入の活動に結びつけることが重要です。
- 平成26年度までの空き家情報提供制度の物件登録数は、延べ98件（制度を通じた成約数は延べ27件）で、利用者は延べ232人（市外在住利用者数95人）となっています。また、平成27年度空き家実態調査では、市内に722件の空き家の存在が明らかになっています。移住定住希望者への住まいの希望をかなえるため、引き続き、専門業者とも連携して、様々な手段を用いた市内空き家の情報提供が必要です。

トピック

○東京在住者の今後の移住に関する意識調査 （まち・ひと・しごと創生本部調査 平成26年8月）

- ・ 移住を考える上で重視する点としては、「生活コスト」「買い物や交通の利便性」「仕事」「医療・福祉施設の充実」を挙げる人が比較的多い。
- ・ 10～30代女性と30代男性では、これに加えて「子育てのしやすさ」（10～20代女性：48.2%、30代女性：36.2%、30代男性：31.3%）、60代女性では「医療・福祉施設の充実（70.6%）」が見られる。

【移住を考える上で重視する点】



具体的な施策(施策の方向)

① 支援窓口、情報発信の充実

- 糸魚川暮らし相談ワンストップ窓口を設置し、移住希望者の希望に応じた、しごと、住まい、生活環境等の暮らしに関する情報を提供します。また、首都圏等における移住相談会等への参加やホームページ・メールマガジン等の媒体を利用して、移住希望者に糸魚川暮らしに関する情報を提供します。

② 受入れ態勢の充実

- 地域の受入意識を醸成するため、地区や団体等を対象に移住者の受入れ等について考える研修会等を開催します。また、地区や団体と連携して、インターンシップ事業等の移住者受入れのための事業を推進します。

③ 支援制度の確立

- 糸魚川でスムーズに暮らし始めるために、就業、就農等に向けた各種制度の提供、糸魚川の暮らしやしごとを体験できるインターンシップ事業を行い、住まいでは家賃の一部を補助します。また、移住アドバイザー等が1年間移住者の暮らしをサポートするなど、移住者の定着に向けた支援制度を確立します。
- 移住希望者全般に対する支援制度を確立するとともに、地域や産業の担い手確保の面からも、職種や年齢層など、ターゲットを絞った移住促進策を展開します。

④ 住まい、空き家の利活用

- 移住定住希望者にとって分かりやすい空き家情報の提供に努めます。
- 制度を利用した移住者が、購入した空き家を改修する費用の一部を補助するなど、移住に伴う経済的負担の軽減策により移住を促進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地域や事業者は、地域の将来を考えて、移住者受入に向けた話し合いを促進し、各々が求める人材に対する受入れ態勢の構築に努めます。
行政は、市民、地域、事業者の受入れ活動を支援します。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	移住定住促進事業	首都圏での移住相談会開催等
2	U I ターン促進住み替え応援事業	空き家情報の提供、空き家の改修費補助
3	糸魚川で暮らす働く応援プロジェクト事業	中山間地域等におけるインターンシップ事業
4	ふるさと回帰同窓会応援事業	市外からの参加者を含む同窓会等への補助
5	U I ターン修学資金返済支援事業	U I ターンする若者に対し、修学資金の返済金の一部を補助

第6章 地域が輝くまちづくり

第3節 ジオパーク活動の推進

1 ジオパーク活動の推進

- ① ジオサイトの保護と保全
- ② ジオパーク学習と防災教育の推進
- ③ ジオパークを活用した地域振興の推進



基本方針

市民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、地域の発展につながるよう官民一体となってジオパーク活動を推進します。

施策指標

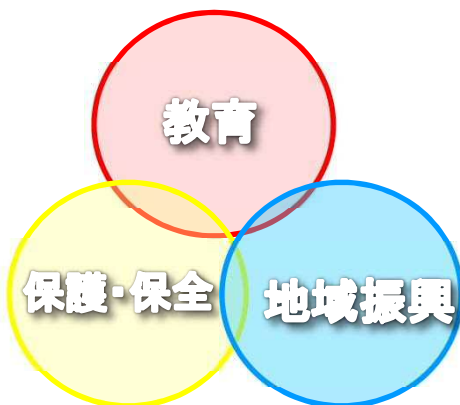
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
ジオパーク検定合格者数(延数)	1,422人	1,800人	2,100人

現状と課題

- 本市は、優れた地質資源を有しており、様々な取組が認められ、ユネスコ世界ジオパークに認定されていますが、市民のジオパークへの認識や理解が異なっているのが現状です。
- 官民一体となってジオパーク活動の3要素である保護・保全、教育、地域振興を推進することで、ジオパークへの認識や理解、郷土を愛する意識の醸成、地域の持続可能な発展につなげる取組が必要です。
- ~~ユネスコの事業化により、国際社会への貢献について求められることから、海外、特に東アジアのジオパーク地域との連携について取り組んでいく必要があります。~~

トピック

ジオパーク活動の3要素



ジオパークとは



発見し
学び
生かす



地域の持続可能な発展につながる(地域への愛着と誇り)

具体的な施策(施策の方向)

① ジオサイトの保護と保全

- 糸魚川ユネスコ世界ジオパークの貴重な地質資源を次世代に継承するため、関係団体や市民との協働により、ジオサイトの清掃活動や自然環境の再生・維持活動等を行うことにより、保護と保全に努めます。

② ジオパーク学習と防災教育の推進

- **市民**が地域の良さを知り、地域への愛着と誇りを育成するため、年代に応じたジオパーク学習を推進し、**市民**の郷土愛を育みます。
- 地域の地形・地質や気象条件などを学び、理解し、防災や減災につながる取組を推進します。

③ ジオパークを活用した地域振興の推進

- 地域が元気で、持続可能な発展に向けて、地域住民・学校・行政などが一体となって、ジオパークの優れた資源を理解し、ジオパークを活用した**事業**や取組を行うことにより、地域振興を推進します。

協働のとrikumi(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、ジオパークやジオサイトへの理解を深め、地域に愛着と誇りを持ち、地域の持続可能な発展につながる取組を行います。

地域は、各ジオサイトの貴重な地質資源を、清掃活動など環境美化を図りながら、次世代に継承します。

行政は、市民や地域と連携を図りながら、ジオパーク戦略プロジェクトに位置づけた活動を推進します。

行政は、ジオパークの理念である保護・保全、教育・防災、地域振興を一層推進し、糸魚川ユネスコ世界ジオパークとして、地域の持続可能な発展につながる取組を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
ジオパーク戦略プロジェクト	平成29年度～平成33年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	ジオパーク推進事業	パンフレット、ガイドブックの作成、ジオパーク協議会の運営、出前講座
2	ふるさと糸魚川学習支援事業	ジオパーク学習を中心とした体験学習
3	地域プロジェクトモデル事業	地域住民が主体となり、地域資源を活用した地域活性化の取組への支援

総合計画推進に向けた
行財政運営（案）

総合計画推進に向けた行財政運営

1 健全な行財政運営

- ① 健全な財政運営
- ② 確実な財源確保
- ③ 適切な財政状況の公表
- ④ 市民と行政の役割分担の見直し
- ⑤ 公共施設等の適正配置と維持管理経費の縮減

基本方針

新たなまちづくりと人口減少社会に対応した地方創生を実現するため、費用対効果を踏まえた健全な行財政運営を行います。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
実質公債費比率 (3か年平均)	12.9%	14.4%	15.0%

現状と課題

- 本市の財政運営を取り巻く状況は、新幹線駅周辺整備や公共施設の耐震化などの大規模工事は概ね終了したものの、次期ごみ処理施設整備事業や一般廃棄物最終処分場、老朽化したインフラの長寿命化対策など、今後も多額の経費が見込まれるうえ、高齢化の進展による社会保障費等の増大が想定されています。
- 人口減少に伴う労働人口の減少により、市民税を中心とした市税等の減収が予測されるとともに、国勢調査人口を基礎とする地方交付税の減額が見込まれます。
- 普通交付税について、合併特例措置額が平成27年度から5年間かけて段階的に削減されるとともに、交付税措置の手厚い優良債である合併特例債が平成31年度をもってなくなることから、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと考えられます。
- 地方公共団体自らが財政規律の強化を積極的に図りながら、市民に分かりやすい財政事情の公表に努め、市民と行政が情報を共有し、市民理解を得た上での財政運営が必要です。
- 簡素で効率的な行政経営を行うためには、市民と行政の役割分担を一層明確にし、市民と地域の自主性や自立性を高めながら、受益と負担のあり方や、責任分担を明確にしていく必要があります。
- 将来にわたり公共サービスを維持し、30年先も持続可能なまちを実現するため、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に応じた公共施設等の適正化を図る必要があります。

トピック

財政指数等の推移 (H28以降は、長期財政見通しによる推計。H28.3作成)

区分	H17～		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
実質公債費比率 (%) ※1	17.1	→		13.0	13.3	14.3	14.4	14.5	14.4	15.0	15.1
人口一人あたりの地方債現在高 (円)	732,404	→	922,713	916,613	901,964	924,438	940,264	907,919	876,011	838,159	799,858

適切な財政状況の公表により、市民と行政の共通認識を図るとともに、健全な財政運営を行う必要があります。

具体的な施策(施策の方向)

① 健全な財政運営

- 中長期的な展望に立った計画的な財政運営を推進するため、「長期財政見通し」に基づき、歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努め、後年に多大な財政負担が発生しないよう、健全な財政運営を行います。
- 効率的な財政運営のため、行政改革を強力に推進し、事務事業の見直し、特別会計等の経営健全化と一般会計繰出金の抑制など、歳出全般にわたって見直しを行います。

② 確実な財源確保

- 将来的に安定した財政運営を実現するため、地方税や地方交付税の安定的な確保に努めるとともに、交付税措置のある優良債や国県補助制度を有効に活用します。
- 市税の確実な賦課、徴収に努めるとともに、遊休財産の売却や貸付、ふるさと納税など、税外収入を確保するような新たな財源確保に取り組みます。

③ 適切な財政状況の公表

- 市民と行政が本市の財政状況についての共通認識を深めるため、適切で分かりやすい財政状況の公表を行います。
- 財務書類の作成に関する統一的な基準による地方公会計の整備を進め、財務諸表による説明責任を果たすことにより、財政状況とその運営の信頼性を高めます。

④ 市民と行政の役割分担の見直し

- 多様化する市民ニーズや財源の有限性を踏まえた効率的な行政経営のため、市民、地域、事業者、行政による協働を基本とし、それぞれの役割分担を明確にしながら、補助金、使用料等の適正な負担区分の見直しに取り組みます。

⑤ 公共施設等の適正配置と維持管理経費の縮減

- 公共施設等を安全・安心で持続的に維持・管理していくため、経営戦略的視点でのマネジメントによる効率的・効果的な管理運営を行います。また、今後の公共施設のあり方や管理に関する基本方針を定めた「公共施設等総合管理指針」のもと、公共施設等の適正配置を進めるとともに、効率的な管理や長寿命化対策により、将来的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市長期財政見通し	平成29年度～平成35年度
第2次糸魚川市行政改革大綱	平成23年度～平成28年度
第2次糸魚川市行政改革実施計画	平成27年度～平成29年度
糸魚川市公共施設等総合管理指針	平成27年度～平成66年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	行政改革推進事業	推進委員会、職員提案、補助金の見直しなど
2	事務事業評価事業	事務事業評価の実施、公表

※1 実質公債費比率：市債の元利償還金及び準元利償還金(※2)の標準財政規模(※3)に対する割合で3か年平均値。財政健全化判断比率の一つ。

※2 準元利償還金：公共下水道事業特別会計などへの繰出金のうち、借金償還の財源に充てたと認められる額。

※3 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模。

総合計画推進に向けた行財政運営

2 積極的な行政改革

- ① 行政改革の推進
- ② 人事管理の適正化
- ③ 広域行政の推進

基本方針

協働による持続可能なまちづくりに向けた各種施策を効率的・効果的に進めるため、積極的に行政改革を推進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
職員人件費（正職員、再任用職員、臨時職員）	4,424百万円	4,220百万円	4,132百万円

※職員人件費は、給料、手当、共済費、災害補償基金負担金の合計で、退職手当を含まない。
(平成28年時点の給与制度により算出)

現状と課題

- 市民と協働のまちづくりを進めるため、より簡素で効果的な行政体制の確立と財政基盤の強化を推進する必要があります。
- 厳しい財政状況や変化の激しい社会経済動向に的確に対応するためには、管理中心の行政運営から、コスト・スピード・成果を重視した行政経営に転換していくことが必要です。
- 少子化と若者の流出による人口の減少、高齢化の急速な進行など社会構造の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が多様化、高度化しています。多様化、高度化する市民ニーズや新たな課題に対しては、市民と行政がお互いに情報を共有しながら、ともにまちづくりを担っていくことが求められます。
- 多様化する行政課題に対して、担当分野にとらわれずに知恵を出し合い、解決に向けて全庁的に取り組むため、職員一人一人の資質と能力を最大限に引き出すとともに、組織全体の能力を向上させる必要があります。
- 行政改革を積極的に推進するためには、行政に対する市民の信頼の確保が求められており、目標管理や業務改善を通じて、職員の意識改革に向けた取組を進める必要があります。
- 新潟県市町村総合事務組合や新潟県後期高齢者医療広域連合、北アルプス日本海広域観光連携会議など、様々な分野で県内外の市町村と連携した広域行政を行ってきました。今後もより一層、防災や医療、福祉、観光などの分野で他団体と連携し、行政サービスや地域の魅力を向上させるとともに、人口減少・少子高齢化社会においても活力ある社会基盤を維持する必要があります。

トピック

職員数の推移

各年4月1日現在

区分	H17	→	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
職員数の推移（人）	662	→	553	540	532	526	518	514	510	505	500
（対前年度削減数）	△ 22	→	△109	△ 13	△ 8	△ 6	△ 8	△ 4	△ 4	△ 5	△ 5

糸魚川市定員適正化計画により定員管理の適正化に努めてきました。今後も、市の施策、事業を取り巻く環境や行政需要の動向を見据えながら、市町合併の趣旨を踏まえ、より簡素で効率的な組織運営に取り組む必要があります。

※H27の対前年度削減数はH17との差

具体的な施策(施策の方向)

① 行政改革の推進

- 限られた財源の中で、継続的に安定した質の高い行政サービスを提供するため、「コスト・スピード・成果を重視した行政経営」を基本方針として、行政改革を積極的に推進します。
- PDCAサイクルにより、効率と成果を重視した事務・事業の点検、整理と統合、廃止、改善を図り、市民感覚とコスト意識を持って行政サービスを提供します。
- 効率的かつ効果的な行政経営を進めるため、行政の政策や施策、事務事業に対して、それぞれの目的や手段、成果などの検証を行うことにより、行政課題に的確に対応し、予算編成と連動した事業の選択と集中を進め、市民満足度の高い事業を展開します。
- 公共施設全般の適切な管理運営や市有財産の有効活用を図るため、民間活力を導入することがより有効な場合は、指定管理者制度、業務委託などによる管理運営をより強く進めるとともに、利用率の低い公共施設の他用途への転用や未利用財産の売却など、**これからの時代に適した効率的な**公共施設の管理運営を推進します。

② 人事管理の適正化

- 地方分権の推進、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、適正な定員管理と組織・機構の見直しを推進します。
- **不祥事防止行動指針や内部監査により職員の不祥事防止を徹底するとともに**、施策立案能力や課題解決能力の向上を図る教育や研修を行い、市民に信頼される職員、より専門性の高い知識を持った職員を育成します。
- 職員の能力が十分発揮できるよう能力本位、適材適所の任用を図るとともに、目標管理による組織運営を行い、職員の意欲向上を図る人事評価制度を適正に運用することにより、職員の意識改革を図ります。

③ 広域行政の推進

- 地域情勢や生活基盤の変化を見据えて、医療・福祉施設などの社会基盤の維持・充実を図るとともに、災害や事故等に的確に対応した安全安心の確保のため、近隣市町村との連携強化を進めます。
- 広域組織を構成する他団体との連携を強化し、業務の性質や状況に応じた最適な手法を選択するとともに、さらなる事務処理の効率化を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
第2次糸魚川市行政改革大綱	平成23年度～平成28年度
第2次糸魚川市行政改革実施計画	平成27年度～平成29年度
糸魚川市公共施設等総合管理指針	平成27年度～平成66年度
糸魚川市定員適正化計画	平成28年度～平成32年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	行政改革推進事業	推進委員会、職員提案、補助金の見直しなど
2	事務事業評価事業	事務事業評価の実施、公表
3	職員研修	階層別研修、専門研修

総合計画推進に向けた行財政運営

3 行政の透明化と市民参画

- ① 広報・広聴活動の推進
- ② 行政情報化の推進
- ③ 市民参加の促進

基本方針

市民の活力をまちづくりに活かすため、市政への市民参加の機会充実を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
市ホームページのアクセス件数	361万件	365万件	370万件

現状と課題

- 市民と行政の信頼関係構築のためには、市民の市政への理解を得ることが必要であり、このため、広報紙等を活用した正確かつ迅速で、効率的で分かりやすい行政情報の提供が求められています。公正で開かれた市政を推進するため、市民と行政の対話の機会を充実し、行政情報の伝達や市民情報の収集を図るとともに、適時適切な情報公開を行う必要があります。
- 行政需要の拡大により、迅速で正確な事務処理が求められており、進展する情報通信技術を活用した更なる行政情報化の推進や多種多様なツールを用いた情報発信が重要です。また、行政の透明性や市民に開かれた行政を推進するため、幅広い分野での情報通信技術の活用を進める一方で、個人情報保護など、情報の適正な管理と情報セキュリティの向上を図る必要があります。
- 様々な場面で蓄積された膨大なデータを処理・分析することが可能となり、企業活動や市民生活など様々な場面で利用されており、オープンデータの活用と併せて、多様な主体が公の担い手として活動することが期待されています。
- 市民と行政が共に考え、共に歩む協働のまちづくりを進めるためには、より多くの市民が公共を担う立場として活動するための環境づくりが重要です。そのため、市民一人一人の提言や要望を真摯に受け止め、施策に反映する仕組みが必要です。
- 本市では、各種条例や計画の策定において、審議会等の設置やパブリックコメント制度を行い、市民参加の機会の確保に努めてきましたが、更なる協働の取組を進めるためには、これまで以上に市民の主体性を引き出す施策の推進と市民参画への意識を醸成する活動が重要です。

トピック

情報公開請求件数の推移

各年度 3月31日現在

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数(件)	13	10	9	27	24	18	11	11	9	13	13

パブリックコメント制度の状況

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実施案件数(件)	10	7	4	4	6	8	1	1	8	6
意見提出者数(人)	26	7	4	7	83	12	4	1	6	6

(資料:総務課)

具体的な施策(施策の方向)

① 広報・広聴活動の推進

- 市民に分かりやすい情報伝達を図るため、広報紙やホームページ、安心メールなどの内容充実とともに、きめの細かい、迅速かつ正確な行政情報の提供を行います。
- 出前講座や職員一人一人の日常における市民活動への参加を通じて、対話による市民と行政の情報共有を図り、市民の行政への関心を高めます。
- 市民への説明責任を果たし、市政の透明性を高めるため、市が保有する情報について積極的に公開し、市民と行政が互いに情報の共有化を図ります。
- 市民と行政が情報を共有するため、情報の双方向性を高め、SNSを活用するなど多様化する情報媒体に対応した情報発信を行います。

② 行政情報化の推進

- 最新の情報通信技術の動向を見据え、行政サービスの利便性向上や行政事務の効率化を図ります。
- 既存の情報システムの高度化により、ハード面で最新のセキュリティ対策を講じるとともに、職員のセキュリティ研修により、個人情報保護や情報流出を防止します。
- 行政が保有する情報をできる限りオープンデータ化することにより、行政の透明性を高めるとともに、新たな民間サービスの創出、地域経済の発展につながるよう、オープンデータやビッグデータの活用の取組を推進します。

③ 市民参加の促進

- 市民の活力をまちづくりに活かすため、住民懇談ワークショップの開催や審議会等における公募委員の募集、市長へのたよりなど、個人や地域、各種団体などあらゆる立場の声を広く聴き、各種計画づくりなど政策形成に反映します。
- 主要な計画の策定や施策の方針決定においては、パブリックコメント制度により、広く市民の意見を取り入れ、理解と協力を得ながら、ともに実践行動ができる環境を整えます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	広報広聴事業	広報いといがわ、ホームページ、ご意見直通便